

平成18年度

協働のまちづくり研究の概要

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 協働のまちづくり研究報告・・・・・・・・・・P 2
- 3 協働のまちづくり学習会・・・・・・・・・・P24

- 資料1…協働のまちづくり研究員名簿・・・・・・・・・・P25
- 資料2…協働のまちづくり推進庁内会議名簿・・・・・・・・・・P26
- 資料3…協働のまちづくり研究会経過報告・・・・・・・・・・P27
- 資料4…三芳町協働のまちづくり研究について（報告）・・・・P30
- 資料5…第1回学習会 主な資料・・・・・・・・・・P31
- 資料6…第1回学習会参加者アンケート等集計結果・・・・・・・・P38
- 資料7…第2回学習会 主な資料・・・・・・・・・・P41
- 資料8…第2回学習会参加者アンケート等集計結果・・・・・・・・P55
- 資料9…第2回学習会ゲストへの質問と回答・・・・・・・・P57

1 はじめに

近年、地方分権の推進により自治体は自らの責任と判断によるまちづくりが求められています。当町は、地域の特性を活かした町政をめざし、住民と行政の協働によりまちづくりを進めることとしました。

平成18年度からスタートした第4次総合振興計画の重点施策の第1に「協働プロジェクト」を掲げ、誰もがまちづくりに参加できる環境の整備を図るため、公募により研究員を住民から募集し、「協働のまちづくり研究会」を発足させました。町長の委嘱を受けた9名の研究員が約1年をかけ、「協働のしくみづくり」の研究をしてまいりました。

また、町行政サイドでは、「協働のまちづくり推進庁内会議」を設置し、協働にかかる庁内の横断的な調整と調査・研究をするとともに、「協働のまちづくり研究会」と情報交換などの連携を図ってまいりました。

「協働のまちづくり研究会」と「協働のまちづくり推進庁内会議」双方の共同企画により2回の学習会を開催し、「協働」とは何か、「協働」の実践活動や効果とはどのようなものかを、広く住民と行政が学びあうとともに、「協働のまちづくり研究会」の研究成果を地域に報告しました。

平成19年3月23日、協働のまちづくり研究員から町長に、1年間の成果である「協働のまちづくり研究報告」が手渡され、研究活動を終了しました。

この貴重な研究成果をもとに、町は今後協働のしくみの実践に向けて、より多くの人々の参加のもとで、組織的な取り組みを推進していきます。

2 協働のまちづくり研究報告

(1) 協働のしくみについて

「協働」とは「住民と行政がまちづくり情報を共有し、それぞれの役割を自覚し、対等の立場で協力し補完しあい行動すること」と定義し、また「協働のしくみ」とは「より多くの住民が協働に参加しやすくなるシステム」と定義して、次の2点を主な研究対象としました。

ア しゅみ1「協働のルール」

- ・協働主体者の行動の根拠となる条例の研究
- ・理念を実践に結びつけるための協働手法（制度）の研究
- ・協働事業のメニューの検討

イ しゅみ2「組織・ネットワーク」

- ・協働のまちづくり委員会（住民）、協働のまちづくり推進本部（行政）等の人的体制の研究

(2) 三芳町協働のまちづくり条例（案）について

上記「協働のルール」において、住民と町の協働によるまちづくりに関して、基本的な事項を定める条例が必要との結論により、研究会で条例案を作成しました。



三芳町

協働のまちづくり研究報告

平成 19 年 3 月

三芳町協働のまちづくり研究員

I はじめに～協働のしくみの研究にあたって～

本研究は、住民参画のもとに策定された第4次総合振興計画の基本方針を出発点としており、計画に掲載された施策事業について、住民・行政双方の協働が実現可能なレベルとその効果や心配される点を探り、無理のない実効性のあるしくみ原案を行政と地域に提案することで、今後、一定のルールのもとに各分野で活発に協働実践が展開されることを期待するものである。

なお、協働のしくみは、当初から細かく規定すると逆に住民の自由で活発な動きを抑えてしまう可能性があり、がんじがらめのしくみであるよりは実践活動の中で「育っていくしくみ」として大枠をイメージできる形でスタートすることが効果的と思われる。

今後、協働が各分野で取り組まれやすいよう、当初の羅針盤となる最低限のルールと推進体制を作っておく必要性を共通認識し、調査・研究を開始した。

まず、前段として、協働に関する住民・職員それぞれの意識の分析を行い、その結果（概要）は、次のとおりである。

◆協働の実現可能なレベルについて◆

～研究員・職員双方のアンケート突合結果より～

【協働で期待する効果】

- 1) 協働に住民ニーズの反映・きめ細かな対応
- 2) 施策決定への反映
- 3) ボランティアや団体の専門性活用
- 4) 相互理解・情報共有
- 5) 町への愛着・参加意識の高揚
- 6) まちづくりの主体性や当事者意識の高揚
- 7) 新たな視点からの行政運営や企画実施
- 8) 双方身近な存在に

【協働で心配な点】

- 1) 対等でなく一方の主導になりがち
- 2) 住民意向の偏りと行政の混乱の危惧、形式的な協働
- 3) 企画～実施までの事業の長期化
- 4) 参加者の固定化
- 5) 考え方や意識の相違、知識・技術の差

この結果を受け、研究会としては、協働は本町にとって有効なまちづくりの手法であるとの前提に立ち、住民・行政双方に共通する「期待効果」を重点的に推進する項目として捉えるとともに、共通する「心配な点」は重点的に克服対策を講ずる項目として捉え、しくみ原案を構築することとした。

以上のことから、研究対象である「協働のしくみ」とは、より多くの住民等が協働に参加しやすくなるシステムと定義し、主要なしくみとして、次の項目を中心に研究した。

(1) しくみ1 「ルール」

協働の目的や主体者、手法（しかけ）を明示した協働の手引き・ガイド又は条例。

(2) しくみ2 「組織・ネットワーク」

まちづくり各分野にわたって、多くの住民等の主体者に「協働」の輪を広げたり、各活動を尊重しながら、体系化して大きな力にしていくための推進組織。

Ⅱ しゅくみ1「協働のルール」について

経験や立場の異なる者同士が協働でまちづくりを進めていくためには、一定のルールが必要になる。ルールとは、具体的には、協働の目的や主体者、手法（しかけ）等（5W1H）を明示した協働の手引き・ガイド又は条例などを指す。

当初は、協働をスタートするための最低限の方針や手法などを確認しておき、今後も地域の声を生かしながら再構築できるよう、「しゅくみ2 組織・ネットワーク」による協働の推進過程において、より効果的で実現性の高いルールに地域と行政が育てていくことを期待するものである。

協働のルールを体系的に整理し、「協働の理念や目的、方針を表す総論部分」と「具体的な協働実践を表す各論部分」、そして「理念や方針を実践活動に結びつけるための手法を示す中間部分」に分類した。

以下に提案するルールを基にして、今後速やかに「協働のまちづくり条例」などの形で住民や職員の行動の根拠が整備され、地域や議会、職員の共通理解のもとに町ぐるみの協働が展開されることを願うものである。

1. 総論について

総論部分は、協働の目的や理念、基本方針等、ルールの核となるべきものであり、各まちづくり主体者の行動の根拠として共通認識すべき考え方を示すものであることから、この部分をもとに「協働のまちづくり条例」などの形に整備することが望ましい。（条例については、別途、たたき台とすべく原案を示す。）

なお、他自治体では「自治基本条例」の形式で総括的なまちづくり条例を制定する動きも見られるが、本町の場合、まず、協働を地域に着実に根付かせることを優先し、その実践過程の中で次のステップとして検討すべきものとする。

（1）協働の目的・まちづくりの基本方針 ～何のために協働するのか？～

三芳町が自立した活力ある町としてさらに発展していくためには、より多くの住民がまちづくりの主役として関わり、住民と行政が「パートナー」として信頼関係を築くなかで、住民自治の意識が高まっていくことが必要である。

様々な立場の住民が、まちづくり情報を共有し、様々な場面で、知恵と力を出し合いながら積極的にまちづくりに参画することで、自らが誇れる魅力ある町の創造に努めることを町政の基本とする。

(2) 協働の主体者～誰が協働を実践するのか？～

① 住 民

町内に在住、在勤又は在学する個人

② 団体・機関

町内で活動する次のような組織・集団

- ・地域コミュニティ
- ・NPO法人・農協・生協・商工会・社協等の公益的団体
- ・大学等の教育研究機関
- ・まちづくりやボランティア活動を行う任意の団体又はサークル
- ・その他政治・宗教・営利を目的とせず自発的かつ自立的に公益活動を行う集団

③ 事業者

営利を目的に活動を行い、町内に事務所又は事業所を有する法人又は個人

④ 行 政

役場の庁内各課及び出先機関

(3) 協働関連用語の定義

- ① 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、行政活動及びまちづくり活動に主体的に関わること。
- ② 協 働 住民及び行政が、まちづくりに必要な情報を共有し、それぞれの役割を自覚しながら、対等の立場で協力し合い、補完しあって行動すること。
- ③ 地域コミュニティ 行政連絡区、自治会等町内の一定区域内に居住する住民の基礎的な近隣社会をいう。

(4) まちづくりの基本原則

まちづくりは、住民と行政の協働により行われることを基本し、次の原則に基づいて進められる。

- ①住民参加を基本とし、平等に参加機会が与えられる。
- ②各主体者が、まちづくり情報を共有し役割と責任を分担する。
- ③各主体者が、対等なパートナーとして互いの立場を尊重しあう。

(5) 協働の主体者の権利と役割

①住民の権利と役割・責務

- ア. 権 利 町政に参加する権利、町政の情報を知る権利、町政について学ぶ権利
- イ. 役割・責務 主体的にまちづくりに参加し、協働のまちづくりの推進に努める。
また、地域課題解決の主体者として良好な地域コミュニティの創造に努める。

②団体・機関及び事業者の役割・責務

団体・機関及び事業者は地域社会の構成員として、まちづくりの基本方針を理解し、その知識や技術等を駆使して住民のまちづくり活動への協力を努める。

③行政の役割・責務

- ア. 住民参加の機会の確保
- イ. 各主体者が参加しやすい環境づくり
- ウ. 各主体者による主体的なまちづくり活動の促進
- エ. 行政情報の積極的かつわかりやすい公表
- オ. 地域コミュニティ活動の促進

④議会の役割・責務

住民の意思が町政に適切に反映されるよう、調査及び監視を行う。

2. 協働手法（しかけ）について～中間論～

総論で示した協働の考え方や方針を、具体的な実践に導くためには、手法（まちづくりのしかけ）が必要となる。これらの制度化については、地域実情の変化に対応するため、条例から委任された「規則」や「要綱」等として制定したり、あるいは、住民等に参加を促すための「手引き」や「ガイドブック」などの形でわかりやすく示していくことが望ましい。

（1）基本的な協働手法

総論では、「住民参加」「情報共有」を基本原則に据え、「平等に参加機会」が与えられ、かつ、「互いの立場を尊重」することを掲げていることから、これらを基本とした手法が求められる。

総合振興計画を元に各段階の協働手法を次のとおり示すが、協働の進展に伴い、形骸化することなく、今後も地域の実情に合った手法を、「しくみ2」で提案する「組織・ネットワーク」において考案されることを期待する。

- | | |
|-------------|---|
| ①まちづくり情報の共有 | …出前講座等まちづくり学習制度
まちづくり地域懇談会制度
審議会等会議の公開制度 |
| ②計画段階での住民参加 | …パブリック・コメント制度
まちづくり提案制度
事業の企画委員会又は実行委員会制度
施策・計画案の策定又は推進の住民会議 |
| ③決定段階での住民参加 | …審議会等委員公募制度 |
| ④実施段階での住民参加 | …事業サポーター制度
まちづくり人材登録制度 |
| ⑤評価段階での住民参加 | …住民モニター制度
住民意識調査 |

仕事や家庭の事情、障がいがあったり子育て中など、条件によっては参加したくても参加できないことを充分考慮し、実際に企画会議や事業への参加に限らず、まちづくりに何らかの形で貢献している、あるいは、住民としてつながっているという意識を高揚できるよう、様々な形態で参加メニューを用意することが住民の町への愛着、自治意識を育てるために大切であると考えます。

(2) 既存の組織やネットワークの活用

①地域コミュニティの活用

こうした手法が活きた制度として定着するためには、一方では、個人としての参加を保障しつつも、「地域生活」の視点で特色のあるまちづくりを考える必要から、行政区をはじめとした「地域コミュニティ」の力を活用されたい。地域コミュニティは、特定分野に専門性を持ったNPO等の団体とは性格が違い、近隣社会として総合的に生活課題に向き合っていることから、その人材・ネットワークと協働手法（制度）が結びつけば、協働実践が飛躍的に広がるものと推察できる。

②団体・機関の専門性やネットワーク活用

既述した「地域住民を主体とした協働」の枠組み以外に、協働の主体者として「団体・機関」や「事業者」等が関わる協働についても求められるところである。施策事業によっては、高度で専門的なまちづくり手法が求められるなど、地域住民の参加のみによる企画実施にそぐわないケースも考えられる。NPO法人や大学、商工会や社会福祉協議会などの専門機関・公益的団体への委託や協力依頼、あるいは自発的なまちづくり活動実施など、地域住民を主軸としつつ、そのまちづくり活動を専門的にサポートする体制を構築することが望まれる。

また、地元淑徳大学と「まちづくり協定」等を締結し、学生の実践学習を兼ねて、その若い感性や力をまちづくりに活かすことも有効である。さらに、地域で任意に活動するまちづくり団体やボランティア活動サークルなどの経験やネットワークも大いに期待したい。

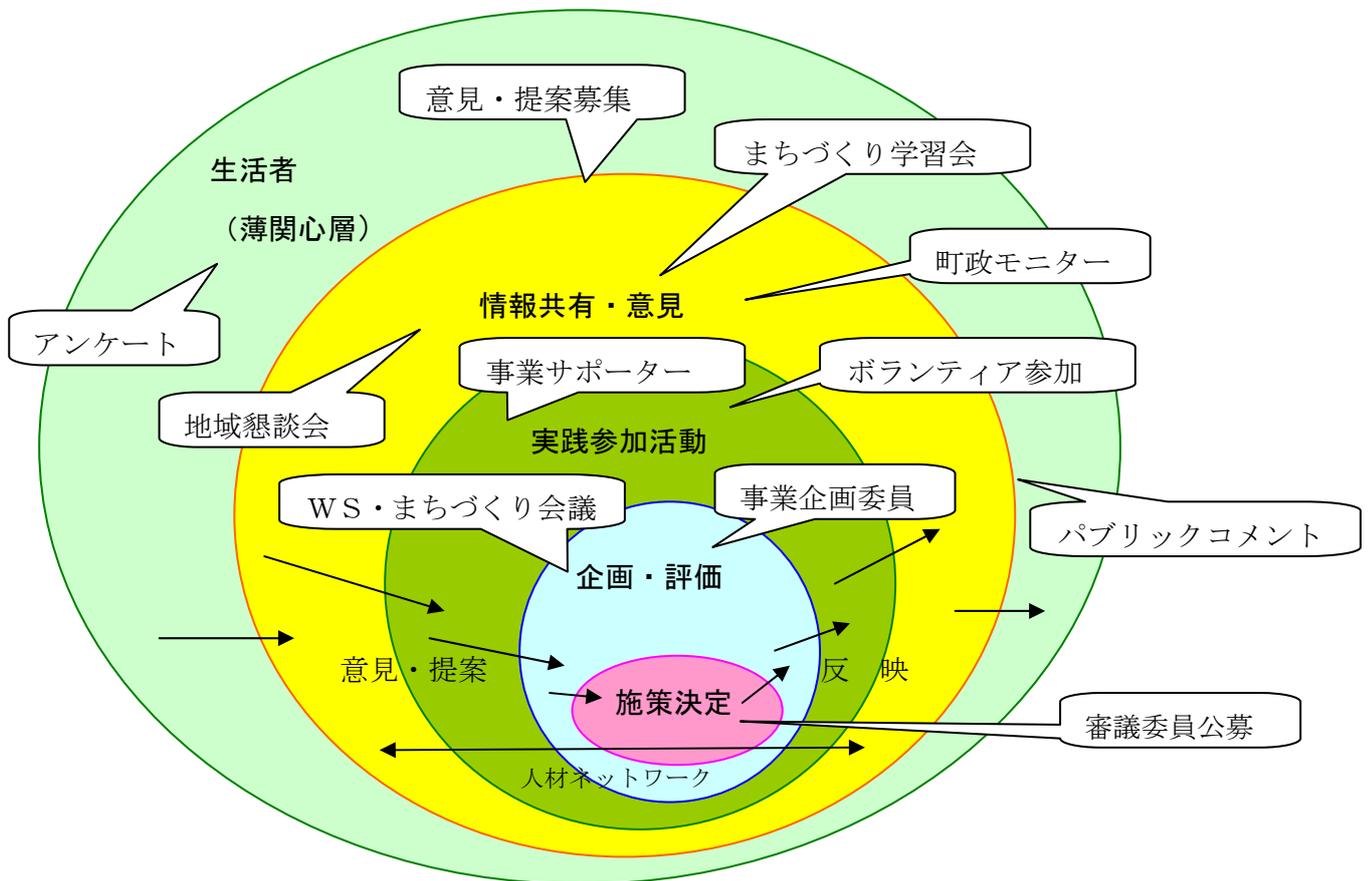
③事業者によるまちづくり貢献

事業者については、本来は利益を目的として活動するものの、同じ地域の構成員であり、事業活動の中で蓄積された知識や技術が、まちづくりに活用できるのであれば、地域に還元する活動も求められるところである。地域への無償協力のみならず、特定のまちづくり課題に関する技術開発を、行政との連携により行うことも考えられる。

事業者が地域活動に貢献しやすいムードづくりが必要であり、そうした事業者に対して地域や行政が適切に評価することで、相乗効果として事業活動自体も活性化するようなシステムも望まれる。地域産業と消費者の交流にもつながり、地域経済も含めたまちの活性化が期待できる。

住民個人のまちづくり人材登録制度だけでなく、地域に貢献しようとする意欲のある企業や団体の登録制度についても積極的に検討し、事業者についてもまちづくりパートナーとして捉え、各分野における多様なネットワークとして構築されたい。

<住民参加のレベルと参加手法の関連イメージ>



3. 各論について～協働事業メニューの選定と実践～

総論や中間論はあくまで、協働が円滑に実践されるための基盤であり、実際の協働事業は多分野・多岐にわたることが想定できる。研究では、すべての行政活動が協働に適しているわけではなく、「行政が専管的に実施すべきもの」「住民等が中心となって行うべきもの」「住民等と行政が協働で行う方が効果があるもの」に分けられるとの見解を得た。

いずれにしても、第4次総合振興計画に掲載された施策事業が出発点であり、協働事業の選定に当たっては、住民参画のもとに選定された重点施策（5つのプロジェクト掲載事業）に留意する必要がある。その上で、総論における「まちづくりの基本方針」や「まちづくりの基本原則」、「各主体の権利・役割・責務」、中間論における「協働手法」や「各主体者との協働」を基本として、事業選定を検討していくことが望ましい。

協働事業メニューの検討に当たっては、しくみ2で提案する組織・ネットワーク「協働のまちづくり委員会（住民が中心の組織）」と「協働のまちづくり推進本部（行政内部の横断的組織）」が核となり、各分野の協働事業の活動計画の策定や進捗管理、評価など、なるべく多くの住民等の意見が反映されるよう工夫しながら進めることが必要である。

なお、当初から欲張って多くの協働事業を選定し実践することは、分野によっては多くの困難が予想され、住民・行政ともに長続きしなくなることも想定されることから、毎年少しずつ協働が広がるように考慮することが望ましい。新規の協働などは、初年度に住民参加キャンペーンを兼ねて「モデル事業」の形で分野別に試行的に計画・実施することも効果的である。

第4次総合振興計画に掲げられた重点施策等を元にとすると、次のような協働事業が例として考えられる。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・公園づくり | ・緑のボランティアネットワーク |
| ・まちのバリアフリー化 | ・地域ぐるみの子育て |
| ・高齢者見守り活動 | ・環境美化活動 |
| ・地域産業活性化 | ・バス交通の改善 |
| ・子ども見守り防犯活動 | ・地域防災活動 |
| | など |

Ⅲ しくみ2「協働の組織・ネットワーク」について

(1) 協働の枠組み（主体者間の関係）

従来のまちづくりにおいても、様々な場面で個別に住民参加やまちづくり協力が行われてきたところである（図1参照）。しかし、必ずしも全てのまちづくり分野で体系的に推進されていなかったため、住民や団体、事業者のパワーが分散されたり、その場限りになってしまいがちだった。

「しくみ1」で提案したような一定のルール（基本方針等）のもとに、最終的な目標を認識しあいながら、効率よく知恵と力を出し合える組織やネットワークがあれば、「協働」のムードが全分野に、また、町全体に行き渡ることが可能になる（図2）。

少なくとも当初は、「地域住民」のまちづくり参加を協働の中心に据え、各種専門団体や機関、事業者等による協働は、地域住民のまちづくりを側面的にサポートしていくスタイルが適当と考えられる。

行政は、そうした協働全体が円滑に展開されるようマネジメントする役割があり、議会は、まちづくり全体における協働活動の位置づけを踏まえ、行政活動の各分野に住民参加がしっかり位置づけられているかを監視する機能があると考えられる。

（図3）

なお、町政運営において、住民の意見を聴く機会を設けることは、決して議会制民主主義を否定するものではなく、補完するものである。もとより、住民参加はボランティアであり、自主的な関わりを前提としているため、興味が沸き参加しやすい分野・活動に偏ることも想定され、町政全般からの総合的な視点が欠落する可能性を秘めている。また、議会としても、住民参加が充実し広く住民の意見が集約されることは、政策を審議し町の意思を決定していく機関として有効な手法であると考えられる。

(2) 協働のまちづくり委員会

①委員会の役割・機能

協働のまちづくりの中核となる「地域住民のまちづくり参加」には、それを推進する組織が必要となる。協働のまちづくりは、もとより各主体者が自主的主体的に実践すべきものであるが、それらの情報を集約し、体系化した上で、分野や地域などに偏りが無いよう活動を支援したり重点化して推進するなどの役割を担う組織として、地域住民を中心構成員とした「(仮称)協働のまちづくり委員会」(以下「委員会」という。)の設置を提案するものである。(図4)

委員会は、既存のまちづくり活動や協働事業を尊重し、情報交流を行いながら、協働のルールに掲載の「協働のまちづくり方針」に照らして、適切な連携や支援を行うとともに、第4次総合振興計画の重点施策を中心に、委員会自らが各分野で不足していたり、重点化すべき項目を「協働モデル事業」として行政と協働により企画立案し、実施に移すものである。また、実践の中で協働の成果や課題を分析・評価し、当初の「しくみ」に項目を追加・修正しながら、より実効性の高いものに育てていくことも、「しくみ」を形骸化させないために必要である。

②委員会のグループ構成と相互関係

図4に示す各分野グループは、当該分野に強い関心を持ち、あるいは、既に活動を実践する住民が集まり、当該行政分野の職員とともに構成されることを想定すると、各グループの主体的な協議や実践を尊重することが、いきいきとした協働成果へつながるものと考えられる。したがって、各グループは下部組織に位置づけるものではなく、主体的にその分野の協働計画を立案し事業運営を行うものである。「運営委員会」は、グループの自由で活発な動きを阻害せず、各グループの情報交流と必要に応じたサポートを中心とし、協働活動全体がバランスよく展開され、又、円滑にまちづくりに貢献しているかなどといった進行管理がその大きな役割といえる。但し、分野グループが協働の基本方針から逸脱した動きになった場合などは、運営委員会として軌道修正を求める必要がある。

運営委員会が円滑に動き、また、その分野調整機能を十分に発揮させ、さらに社会情勢の変化や新たな戦略的動きに対応していくには、分野グループの代表だけでなく、運営の核となり総合的に研究する「企画事務スタッフ」が必要と思われる。スタッフは、住民と行政(企画担当)の双方が担い、常に綿密な連携を確保するこ

とが望まれる。

③委員会の構成メンバー

委員会の発足に当たっては、住民公募を基本として、新たな人材を掘り起こしつつ、活動未経験者でも経験者と同じスタートラインからまちづくりが始められるような配慮が必要である。また、委員会発足後についても、住民であればいつでも誰でもネットワークに入りやすいムードを保っておく必要がある。活動経験者が、未経験者の力を引き出すサポート役に回るなど、構成員は、お互いの立場を尊重しあい、育ち合うという姿勢でありたい。

もちろん、既存のコミュニティやまちづくり団体の関係者が持っている経験や人的つながりは協働に欠かせないものであり、委員会を構成し、又は支える人材としてますます重要になってくると思われる。

そのほか、いわゆる「団塊の世代」の力をまちづくりに取り込むよう工夫したい。町内には2,000人を超える団塊の世代該当の住民（約6%）がおり^{※注}、都内の企業等に勤めている人も多いと考えられる。平成19年度から地域に帰ってくる人材を、何らかの形で協働のネットワークに関わってもらえるよう、地域活動に違和感なく溶け込める受け皿や支援メニューを用意しておくことが望まれる。例えば、高齢者事業団の機能の拡充や高齢大学の活性化、さらには総合的なまちづくり施策との効果的な連携などが考えられる。

※注 平成19年1月4日現在のデータ

(3) 協働のまちづくり推進本部

行政としても、委員会と連携を図りつつ、協働にかかる各課横断的な調整や組織的な検討を行う「(仮称)協働のまちづくり推進本部」(以下「本部」という。)の設置が望まれる。

本部は、委員会に職員を派遣して各分野の行政情報を提供したり、委員会と連携して協働に適した事業メニューを検討したり、さらに、委員と職員の合同で企画立案される事業を研究会との共催として実施するなど、協働の計画全般について検討する。

(4) 推進ネットワークと協働実践の関係

しかし、委員会も本部も協働事業の実践が中心的な役割ではなく、本来の実践主体はルールに記載された各主体者（分野ごとの住民や団体や行政部署など）であることから、各主体者が協働によるまちづくりを推進しやすいように計画的な条件整備を行うことが推進組織の基本的な役割と言える。

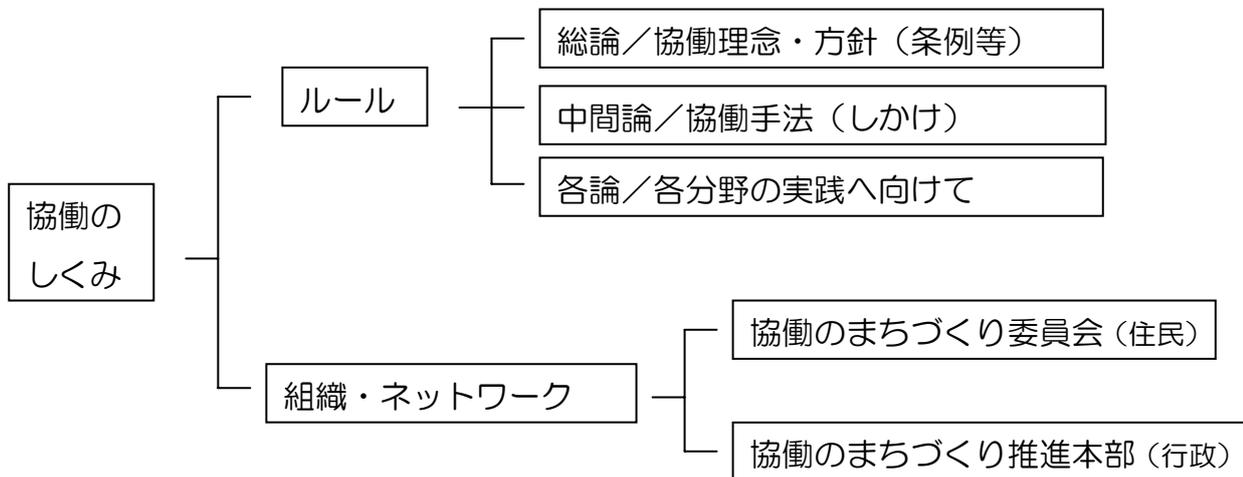
例えば「ボランティアをはじめたい」「まちづくりに貢献したい」という売り手側情報と、「活動がメンバー不足で困っている」「協力してくれる団体を探している」という買い手側情報をつなぐなど、「まちづくり情報発信基地」や「まちづくり活動支援」という基本的な役割が推進ネットワークには期待される場所である。

また、こうした組織・ネットワークが成熟していくためには、日常的にその活動をサポートする拠点がいずれ必要になってくる。当面は、委員会の企画事務スタッフ（行政側のスタッフは企画担当課）がその役割を担うとしても、本研究で提案する「しくみ」が、近い将来、機能的かつ活発に動き始め、協働活動に広がりが見え始めた時点で、活動者や希望者が日常的に出入りでき情報交流ができる沙龙的な拠点機能（空間）や相談機能（人）をもった「協働サポートセンター」のような機能が整備され、官民協働やNPOなどの形態で運営されることが望ましい。さらに、地域拠点として、各公民館（まちづくり分野拠点）や集会所（地域コミュニティ拠点）の活用も期待される場所である。

「（仮称）協働のまちづくり委員会」への引継ぎ事項としたい。

IV しくみの全体図について

これまで記述してきたしくみの全体像を、図で表すと概ね次のとおりとなる。



V まとめ

1年間（12回）の研究で、ようやく共通の土俵が見え始めたような状況であるが、冒頭でも述べたように、本研究の成果である「しくみ原案」は、協働の主体者が地域の実践の中で育てていくための基本的ベースを示したものである。実際、研究員同士も、組織運営を中心として、まだ確たるイメージを確認し合うまでに至らないものも多い。ここから先は、机上の空論とならないよう、実践の中で実情に合わせてしくみ原案を展開（細部検討）していくほうが実現性が高いと思われる。

なお、学習会等を通して住民のまちづくり意識が高まりつつあることを考慮すると、できるだけ速やかに本研究を精査の上、「しくみ」の実践に向けた組織的な動きへと移行することが望まれる。

地方分権の進展に伴って、市町村は自らの判断と責任でまちづくりを行う時代になり、行政のみならず民間も公共サービスの担い手として活躍が期待されている。三芳町においても、住民がまちづくりの主人公として行政との信頼関係を構築し、活気にあふれた三芳らしい協働が育っていくことを期待し、研究のまとめとしたい。

現在のフレーム

図 1

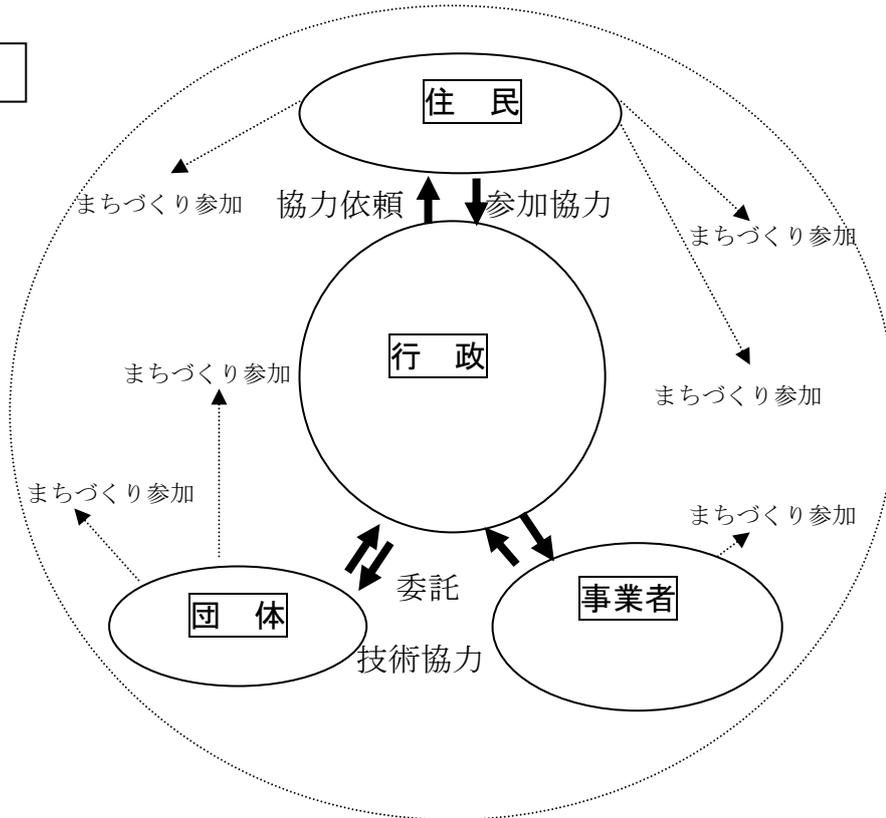


図 2

協働のフレーム

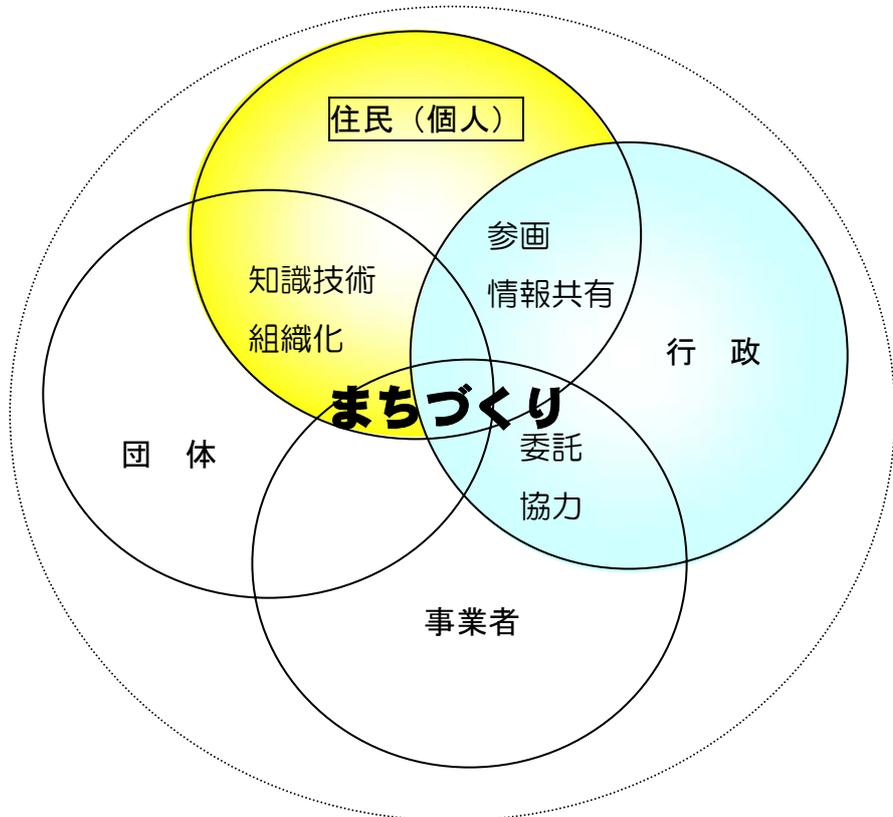


図3

<住民と団体・企業等協働のかかわりイメージ>

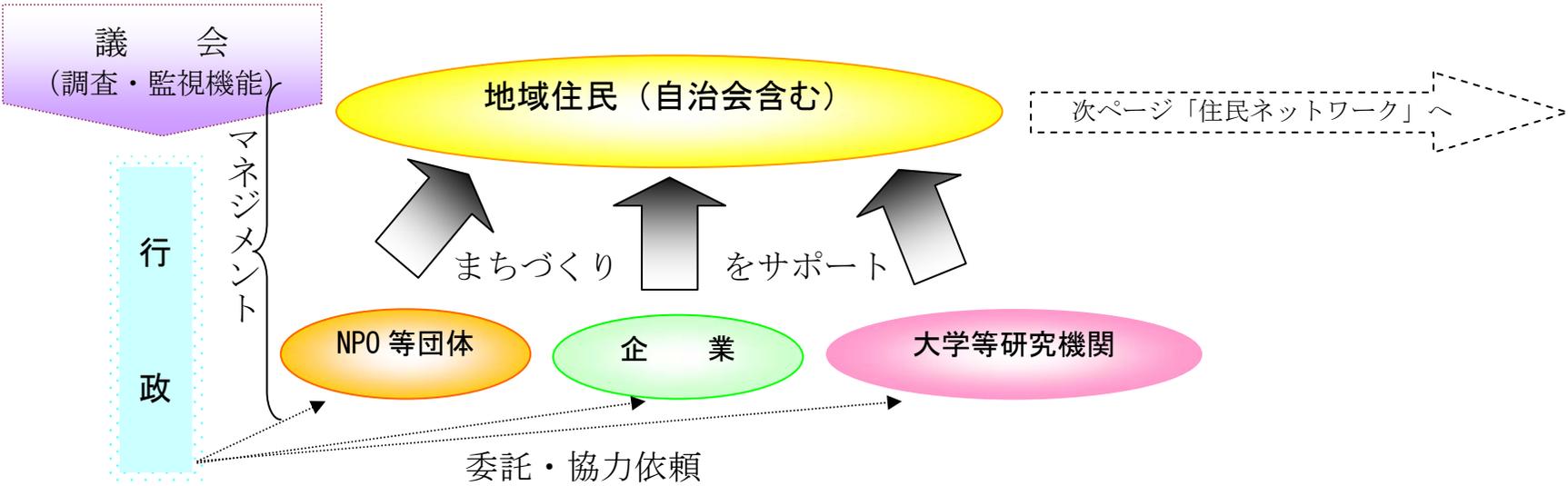
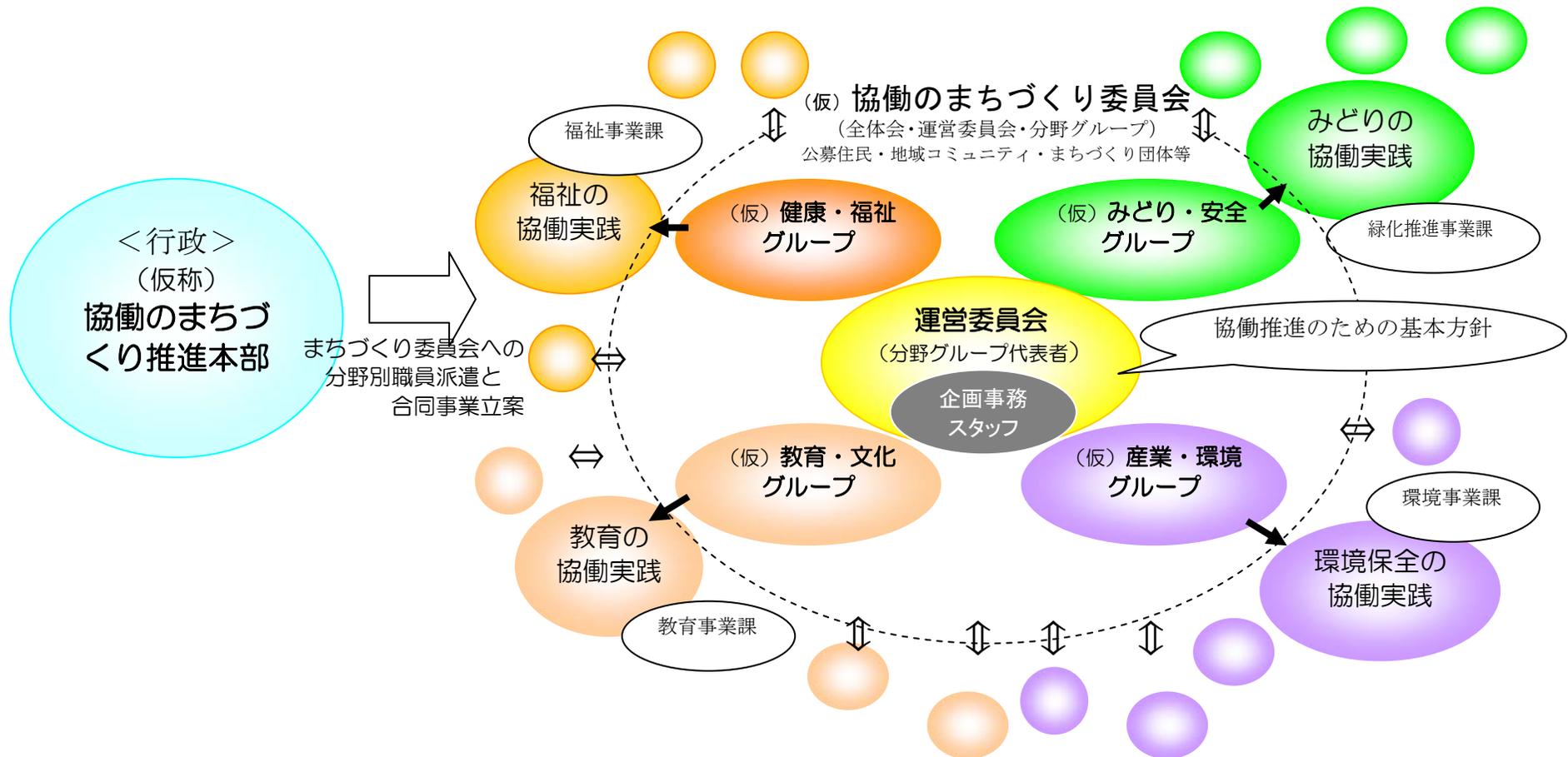


図 4

<協働の住民ネットワーク体制のイメージ>



分野別協働メニュー整備と重点モデル事業実施へ→

既存の主体的まちづくり活動との連携・情報交流⇔

研究資料

三芳町協働のまちづくり条例（案）

（前文）

三芳町は、みどり豊かな環境のもと、多くの先人たちの英知と努力によって歴史と文化がはぐくまれ、ぬくもりを実感できるまちとして発展してきました。人々のくらしと自然が調和した美しい風土は、何物にも替え難い住民の貴重な財産であり、これを子孫に引き継いでいくことは私たちみんなの願いです。

この財産を守り育てるとともに、自立した活力のあるまち、住民自らが誇れる魅力あるまちとしてさらに発展していくために、私たちはなお一層努力していかねばなりません。それには、より多くの住民がまちづくりの主役として参加し、住民と行政が「パートナー」として信頼関係を築き、それぞれの役割を認識し合いながら、協働でまちづくりを進めていく必要があります。

住民一人ひとりの感性や豊かな経験がまちづくりに活かされる環境を目指して、様々な立場の住民がまちづくりの情報を共有し、様々な場面で知恵と力を出し合い、尊重し合って主体的に行動することをまちづくりの基本とするため、この条例を定めます。

（目的）

第1条 この条例は、住民と町の協働によるまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、住民自治の実現を図り、まちづくり活動への住民参加の推進に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるとおりとします。

(1) 住民 次に掲げるものをいいます。

ア. 町内に在住、在勤又は在学する個人

イ. 町内で事業を営み、又は活動を行う個人、法人その他の団体

(2) 住民参加 住民が自らの意志を反映させることを目的として、町の施策の企画立案、実施又は評価の過程に主体的に関わることをいいます。

(3) 協働 住民と町が、それぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完し合って行動することをいいます。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき協働で行われることを基本とします。

(1) まちづくりは、住民が主役であり、住民参加の機会が平等に与えられるように進められなければなりません。

(2) まちづくりは、住民と町が情報を共有し、役割と責任を分担しながら進められなければなりません。

(3) まちづくりは、住民と町が対等なパートナーとして、相互の立場を尊重しながら進められなければなりません。

(住民の権利)

第4条 住民には、町政の情報を知る権利、町政に参加する権利、町政について学ぶ権利があります。

(住民の役割)

第5条 住民は、まちづくりの主体者として、まちづくり活動への積極的な参加と良好な地域コミュニティの形成に努め、協働のまちづくりに協力します。

(町の責務)

第6条 町は、町政運営に当たって、住民参加の機会を確保するように努めなければなりません。

2 町は、町政に関する情報を積極的にかつ分かりやすく住民に提供し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めなければなりません。

(個人情報の保護)

第7条 住民と町は、三芳町個人情報保護条例（平成15年三芳町条例第28号）に基づき、協働のまちづくりの推進過程で生じる個人情報を適切に取り扱い、基本的人権の尊重に努めなければなりません。

(議会の役割)

第8条 議会は、住民の意思が町政に適切に反映されるよう調査及び監視を行い、総合的な観点から政策を審議して町の意思を決定します。

(住民参加の方法等)

第9条 町は、協働のまちづくりを推進するために、住民参加の方法等を規定した制度を定めなければなりません。

(必要な組織又は機関の設置)

第10条 町は、協働のまちづくりを推進するために、委員会その他必要と認める組織又は機関を設置しなければなりません。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

3 協働のまちづくり学習会の概要

(1) 第1回学習会

地域住民に「協働」をアピールするため、「協働のまちづくり」をテーマに講演会を開催するとともに、協働のまちづくり研究会の研究内容の中間報告を行いました。

- ・日 時 平成19年1月20日(土) 18時30分～20時30分
- ・場 所 藤久保公民館 ホール
- ・講 演 テーマ：「協働のまちづくりからコミュニティデザインへ」
講 師：中村陽一氏(立教大学大学院教授、さいたま NPO センター代表理事)
- ・研究報告 協働のまちづくり研究報告(研究員)
- ・参加者数 220名(住民175名・町職員45名)

(2) 第2回学習会

地域住民と町職員が実践的な協働を学ぶため、「住民が主役のまちづくりって？」をテーマに協働先進地である草加市の自治体と NPO から事例報告を受けるとともに、草加市・三芳町の住民と行政の代表によりパネルトークを行いました。

- ・日 時 平成19年3月18日(日) 13時30分～16時
- ・場 所 藤久保公民館 ホール
- ・先進地事例報告
 - ①草加市 みんなでまちづくり課 長峯春仁氏
 - ②草加市 瀬崎まちづくり市民会議 谷古宇孝氏 高橋さきえ氏
- ・パネルトーク
テーマ：「協働でまちがどう変わる？」
～参加型まちづくりの効果と課題を探る～
パネリスト：草加市行政・NPO、三芳町行政・研究員 計4名
- ・参加者数 110名(住民100名・町職員10名)

※ 詳細は資料参照

協働のまちづくり研究員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	備考
1	荒田 光男	公開学習会担当
2	島本 健次	例規担当
3	田村 博一	
4	浜砂 豊子	公開学習会担当
5	笛木 隆雄	
6	向吉 孝子	進行担当 (サブ)
7	森田 不二夫	例規担当
8	山田 あつ子	
9	吉田 政三	進行担当

協働のまちづくり推進庁内会議 名簿

任期：H18.9～H19.3

役 職	所 属
リーダー	助 役
サブ	総務担当参事
メンバー	民生担当参事
メンバー	まちづくり担当参事
メンバー	教育担当参事
メンバー	議会事務局長
メンバー	水道課長

事務局／企画財政課

協働のまちづくり研究会 経過報告

第1回	平成18年5月26日(金)	藤久保公民館 団体活動室
おもな内容	1) 研究員の委嘱、研究会の目的・任務等の確認 2) 懇談会：テーマ①「協働とは？」 ②「しくみとは？」	
第2回	平成18年6月27日(火)	藤久保公民館 学習室
おもな内容	1) 調査・研究 ①「協働の論点の整理」(協働のまちづくりで必要な事や課題について、KJ法によりキーワードを導き出し、論点を整理)	
第3回	平成18年7月26日(水)	藤久保公民館 学習室
おもな内容	1) 研究会の役割分担について(進行世話役、公開学習会企画等) 2) 公開学習会の企画について(開催回数、時期、内容等) 3) 調査・研究 ①協働の目的、研究会の目的、研究会のやるべき作業について確認(前回の論点整理から) ②住民・行政双方に可能な協働レベルを検討(協働により期待する効果と心配な点を、KJ法により整理する。次回へ継続)	
第4回	平成18年8月22日(火)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 公開学習会の企画について(担当研究員からの提案) 2) 調査・研究 ①住民・行政双方に可能な協働レベルを検討(継続) (期待する効果と心配な点について、先に実施した職員アンケート結果と突合。次回へ継続) ②協働の主体者について	
第5回	平成18年9月11日(月)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 調査・研究 ①協働のしくみづくりについて(継続) (期待効果と心配点について、研究員と職員との突合結果から可能な協働レベルを検討し、しくみづくりへつなげる) 2) 公開学習会の企画について(開催案のまとめ)	

第6回	平成18年10月4日(水)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 公開学習会の開催について ①第1回学習会の開催内容の決定・確認 ②第2回学習会の開催案 2) 調査・研究 ①「協働のまちづくり研究中間報告」原案の作成について (研究の成果としてルール及び組織・ネットワークの両面からしくみ原案を整理)	
第7回	平成18年10月31日(火)	藤久保公民館 図書室
おもな内容	1) 調査・研究 ①「協働のまちづくり研究中間報告」案2について (原案の精査・修正・研究) 2) 公開学習会の開催について ①第1回学習会の広報・PR活動 ②第2回学習会の開催案	
第8回	平成18年11月24日(金)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 調査・研究 ①「協働のまちづくり研究中間報告」案3について ②「三芳町協働のまちづくり条例」原案の作成について (しくみのうち、ルールの基礎概念部分を条例として明文化) 2) 公開学習会の開催について ①第2回学習会の企画案 (ゲストの選定、内容など)	
第9回	平成18年12月21日(木)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 調査・研究 ①「三芳町協働のまちづくり条例」案2について (原案の精査・修正・研究) 2) 公開学習会の開催について ①第1回学習会の広報活動・当日運営など ②第2回学習会の具体化	

第10回	平成19年1月17日(水)	藤久保公民館 学習室
おもな内容	1) 公開学習会の開催について ①第1回学習会の予行・当日運営 ②第2回学習会の内容構成 2) 調査・研究 ①「三芳町協働のまちづくり条例」案3について	
第1回公開学習会 開催	平成19年1月20日(土)	藤久保公民館
開催の概要	1) 町長あいさつ 2) 基調講演 テーマ「協働のまちづくりからコミュニティデザインへ」 講師・中村陽一氏(立教大学大学院教授・さいたまNPOセンター代表理事) 3) 協働のまちづくり研究報告(町研究員) 4) その他 ①開催時間:18:30~20:30 ②参加者数:220名(住民175名・職員45名)	
第11回	平成19年2月22日(木)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 調査・研究 ①「協働のまちづくり研究報告」の作成について ②「三芳町協働のまちづくり条例案」の作成について 2) 公開学習会の開催について ①第2回学習会の企画の修正、内容構成、広報活動	
第12回	平成19年3月12日(月)	藤久保公民館 美術工作室
おもな内容	1) 調査・研究 ①「協働のまちづくり研究報告」の作成について(最終調整) 2) 公開学習会の開催について ①第2回学習会の内容構成、当日運営	
第2回公開学習会 開催	平成19年3月18日(日)	藤久保公民館
開催の概要	1) 町長あいさつ 2) 事例報告(草加市行政・NPO法人) 3) パネルトーク(テーマ「協働でまちがどう変わる?」) 4) ゲスト ①草加市みんなでまちづくり課職員 ②草加市地域NPO「瀬崎まちづくり市民会議」 5) その他 ①開催時間:13:30~16:00 ②参加者数:220名(住民175名・職員45名)	

平成19年3月23日

三芳町長 鈴木 英美 様

三芳町協働のまちづくり研究について（報告）

平成18年5月26日付研究委嘱を受けた標記のしくみづくりについては、研究員9名が、2回の公開学習会を通して地域とともに学び、また住民の声を取り込みながら、協働に関する住民・行政双方の意識を分析し、協働先行自治体の事例等も参考にしつつ、12回にわたって研究を重ねてきたところです。

ここにその研究の成果をご報告するとともに、報告内容に対する貴職の深いご理解と町行政の積極的な取り組みをご期待申し上げます。

なお、本研究に当たって、「協働のまちづくり推進庁内会議」の全面的な協力をいただいたことに感謝申し上げます。

三芳町協働のまちづくり研究員

荒 田 光 男
島 本 健 次
田 村 博 一
浜 砂 豊 子
笛 木 隆 雄
向 吉 孝 子
森 田 不二夫
山 田 あつ子
吉 田 政 三

第1回「協働のまちづくり学習会」次第

平成19年1月20日（土）
午後6時30分～
藤久保公民館ホール

1. 開 会

2. あいさつ

三芳町長 鈴木 英美

3. 講 演

テーマ：『協働のまちづくりから コミュニティ・デザインへ』

講 師：中村 陽一 氏

（立教大学法学部・立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授、
特定非営利活動法人さいたまNPOセンター代表理事）

4. 研究報告

『協働のまちづくり研究中間報告～協働のしくみづくりに向けて～』

報告者：三芳町協働のまちづくり研究員

5. 閉 会

◎「協働のまちづくり研究会」の情報は、三芳町ホームページでご覧いただけます。

アドレス：www.town.saitama-miyoshi.lg.jp

◎研究会報告や、まちづくりへのご意見・ご提案は、下記へお気軽にお寄せください。

協働のまちづくり研究会事務局（役場企画財政課 政策推進係）

メール：kikaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

電 話：049-258-0019（内線 416・417） ファクス：049-274-1055

◆◆◆講師プロフィール◆◆◆



中村陽一（なかむらよういち）

立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
（法学部法学科教授兼任）。

1980 年、一橋大学社会学部卒業。編集者、日本生協連総合指導本部等を経て、非営利ネットワーク型シンクタンク・消費者社会研究センターを設立、代表を務める。80 年代半ばより、現場と往復しつつ各地の市民活動・NPO/NGO の実践的研究、基盤整備、政策提言に取り組む。

現在、さいたまNPOセンター代表理事、NPOサポートセンター理事、パブリックリソースセンター理事、市民社会創造ファンド運営委員、21 世紀社会デザインラボ代表理事など、多数のNPO法人で活躍中。

●共（編）著：『日本のNPO/2001』『21 世紀型生協論』（日本評論社）、『都市と都市化の社会学』（岩波新書）、『アンペイド・ワークとは何か』（藤原書店）、『非営利・協同セクターの理論と現実』（日本経済評論社） ほか多数。

Memo



NPO実践論としての21世紀社会デザインとコミュニティ・デザイン

NPO実践論としての21世紀社会デザインと コミュニティ・デザイン —まちづくりとソーシャル・キャピタル—

立教大学大学院
21世紀社会デザイン研究科
教授 中村陽一

1

中村陽一、2007

いま見え始めていること

- 阪神・淡路大震災後10年余りのなかで
- 「都市計画」から「まちづくり」へ、そしてコミュニティ・デザインへただし、調整の要が生じている
- 参加(参画)・協働のまちづくりを基盤としつも次のステージ=市民知によるコミュニティ・デザインをめざして
—方法の変化—
- 新しい担い手の登場—NPO/NGO、市民活動、そして当事者
- 社会的企業、コミュニティ・ビジネスを活用したコミュニティ形成と多層的・重層的な協同性—社会的排除との対峙
- 参加と協働のまちづくり—ソーシャル・キャピタルが生きるコミュニティ・デザインとコミュニティ・デザイナー

2

中村陽一、2007

コミュニティ・オブ・プラクティスとコミュニティ・ デザイナー

- コミュニティ・オブ・プラクティス(実践コミュニティ)
- なぜ「コミュニティデザイナー」?
キーパーソンではあるがカリスマではない(「人」とは切り離せないが
属人化を超える)
活動を推進・促進しつつ、ゆるやかさを保ち続ける(組織化・制度化の
なかで、しかしそれを超える)
- コミュニティデザイナーの役割
場を活性化させ、「楽しい」ベクトル(図2参照)へと向かわせる職能、
機能(とそれを支える「力」の束)
ソーシャル・キャピタルを「むすぶ」「つなぐ」—「市場」への対抗力

3

中村陽一、2007

これから考えていきたいこと

- 社会運動としてのNPO/NGO
- 新しい公共と市民参加
- 官から公(public)へ—民学産官協働のガバナンス
- <事業性のなかの運動性>(事業の羅針盤)と
<運動性のなかの事業性>(運動のエンジン)

4

中村陽一、2007

21世紀社会デザインのなかでの「協働」

21世紀社会デザインのなかでの「協働」 —コミュニティデザインへ向けて—

立教大学大学院
21世紀社会デザイン研究科
教授 中村陽一

2007/1/20

中村陽一、2007

1

今日の問題意識

⌘ 協働、ネットワーキング、NPO/NGO ⌘ 協働のまちづくり

1. 新たな目標設定(完全従事社会、定常型社会)のなかで
2. <社会の現状と仕組みのミスマッチの改革 & 社会的リスクへの能動的対応>にどう関わるのか
3. 人々の社会参加をどこまで保障し、促進し、実現する社会経済でありうるか
4. 実務家・研究者の責任と倫理—公共性の実現、専門性や知のあり方、etc.

2007/1/20

中村陽一、2007

2

21世紀の協働を考えるための点描

- ⌘ 政府税調の動きにみるテーマ群—経済社会の構造変化の諸相と突き合わせつつ
- ⌘ これからの協働における市民ニーズとNPO/NGOの役割
- ⌘ プラットフォームづくり
- ⌘ 社会的企業、コミュニティビジネス

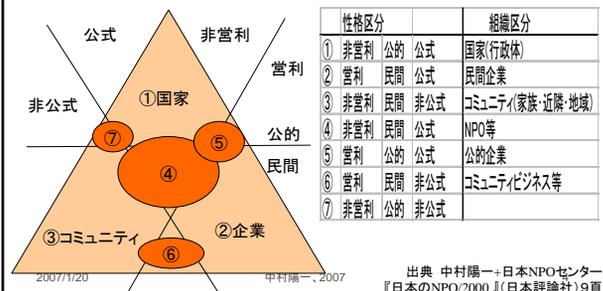
2007/1/20

中村陽一、2007

3

0. はじめに 21世紀社会デザインの中でのNPO/NGO

21世紀システムの中での社会的位置(性格)



1. 市民活動としてのNPO

- ⌘ 各類型前史 :
 - (1)「おおぜいの私」と「普通の市民」—生活クラブ・ベ平連
 - (2)地域からのネットワーク化の進展—生活の場からの「地殻変動」
 - (3)「市民活動」の登場と展開—ネットワーキング、ネットワークというキーワード

2007/1/20

中村陽一、2007

5

2. 「NPO」という発見

- ⌘ NPO/NGOとは何か—ことば・定義・特徴
- ⌘ なぜ(市民活動としての)NPOが注目されたのか
 - ☑ 3つの社会的背景
 - ☑ 活動の量的拡大
 - ☑ 質的变化
 - ☑ マクロな社会変化

2007/1/20

中村陽一、2007

6

3. 現代のNPO/NGOに特徴的な社会的役割と行動原理

- ※ 4つの社会的役割—公共圏の拡大(新しい社会性・公共性)
 - ☑ 社会的公共的な財・サービスの提供
 - ☑ 現場からのアドボカシー(政策提言)
 - ☑ 個人と(市民)社会をつなぐ新しい中間組織
 - ☑ 当事者発の社会的企業

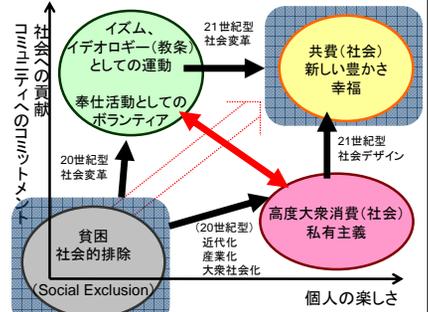
2007/1/20

中村陽一、2007

7

3. 現代のNPO/NGOに特徴的な社会的役割と行動原理

- ※ 具体的行動原理としてのミッション(notイデオロギー)
- ※ ネットワーキング(新しい組織論)
- ※ コラボレーション(協働)



...NPO/NGOの活動領域
2007/1/20

NPO/NGOの4つの社会的役割
中村陽一、2007

- (1)社会的公共的な財・サービスの提供
- (2)アドボカシー(政策提言)
- (3)個人と(市民)社会をつなぐ
- (4)当事者発の社会的企業

中村 陽一

4. 特定非営利活動促進法(通称NPO法)の意義と課題

- ※ 法人制度から見た日本の社会経済システムの現状と問題点
- ※ NPO法の社会的背景
 - ☑ 法制度と社会経済システムの不備
 - ☑ 活動団体の抱えていた問題
 - ☑ 大切な団体の自立と自律
- ※ 市民活動から見たNPO法
- ※ NPO法ができるまで
- ※ NPO法の主な特徴
- ※ NPO税制

2007/1/20

中村陽一、2007

9

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備とNPO/NGOの可能性・課題—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (1) パブリック・リソースの構築と循環
- ※ (2) 基盤組織(インフラストラクチャー・オーガニゼーション)の整備

2007/1/20

中村陽一、2007

10

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備とNPO/NGOの可能性・課題—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (3) NPO/NGOと行政
 - ☑ 協働とは何か
 - ☑ 「(cooperation; collaboration) 協力して働くこと」
 - ☑ 志や目的/手法が多少違っても、共通の目標に向かって協力関係を結ぶ
 - ☑ 日常的な「顔の見える」関係を基盤とした具体的な事業
 - ☑ 21世紀社会デザインの中での協働—注目されるに至った社会的背景
 - ☑ 人びと自らによる第3の部門が政府行政機関と民間営利部門とコミュニティとの間においてコーディネート役を果たすことが期待されている
 - ☑ 各セクター間、それらに属する多様な組織間での協同関係が社会デザインの鍵
 - ☑ 「効率と公正の同時達成」に、人びとの「連帯による信頼」が付加された新しい公共性・公共圏の担い手

2007/1/20

中村陽一、2007

11

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備とNPO/NGOの可能性・課題—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (3) NPO/NGOと行政
 - ☑ 協働の考え方と進め方—今後の課題
 - ☑ 意義と目標
 - ・ 情報共有によるよりの確な活動展開
 - ・ 多様な社会的資源(資金/人材/物財/情報/ノウハウ/信用/など)のより効果的・集約的な活用による社会的課題への対応
 - ・ 単独では解決できない社会的課題の解決
 - ・ 新しい外部環境により適合したイノベーション(革新)が期待できる
 - ☑ 協働の原則
 - ・ 異質性—行動原理・組織原理等の相違(の認識)
 - ・ 対等性—具体的な計画の推進過程における対等な関係
 - ・ 有期性—一定期間毎の関係性の見直し
 - ☑ 「地域力」「市民力」「ソーシャル・キャピタル」を培うために有効

2007/1/20

中村陽一、2007

12

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と
NPO/NGOの可能性・課題
—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (4) NPO/NGOマネジメント—組織運営と経営管理
- ※ (5) (事業)活動と組織の評価(自己評価・外部評価)と指標づくり
—関係性構築のためのアカウントビリティ

2007/1/20

中村陽一、2007

13

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と
NPO/NGOの可能性・課題
—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (6) 市民的専門性—経験値の専門的な編集による市民知—の形成をめざす市民(的調査)研究とアドボカシー
 - ☑ (エンパワーメントの源泉ともなる)NPO/NGOの調査研究能力
 - ☑ 2000年秋の米国調査からもあらためて強い印象
 - ☑ 現場を往復する実践的なNPO/NGO研究のために
 - ☑ 情報と知の集積としての大学とNPO/NGO
- ※ (7) 地域・コミュニティ再生とボランティア・コミュニティ(新しい公共圏)の形成

2007/1/20

中村陽一、2007

14

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と
NPO/NGOの可能性・課題
—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (8) 近未来の仕事と組織
—「完全雇用社会」から「完全従事社会」へ
- ※ 成果を挙げるコミュニティビジネスの実践的研究のために考えておきたいこと
 - ☑ 彼我の(実践的)研究水準の差異と「コミュニティビジネス研究会」の経験から
 - (1) 概念・定義・範囲・社会的位置と(戦略)目標etc.をめぐる議論をしっかりとしておくことは、学術研究ではなくとも(ないからこそ)たいへん重要
 - *ここがないと、実践レベルでの振幅(多様性)に直面したとき(これは必ず直面する)、適切な対応ができず、活動(運動)的にも事業的にも政策的にも方向性を見失う
 - (2) 同時に、事例(分析)の蓄積が重要
 - (3) そして、上記2点の相互作用が必要

2007/1/20

中村陽一、2007

15

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と
NPO/NGOの可能性・課題
—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ コミュニティビジネス(以下、CB)の背景と課題
—私の問題意識と絡めて
- ※ (a) 歴史的・社会的背景
 - ☑ 住民・市民の多様でボランティアな諸活動の事業化
 - ☑ 新たな地域形成の手法としての潜在的可能性への期待
 - ☑ 政府行政や民間企業をめぐる変化
 - ☑ NPO/NGOなど新しい社会的・経済的主体(のネットワーク)の存在感が拡大
- ※ (b) 課題
 - ☑ 多義的で曖昧
 - ☑ 市場との関わり方や対峙の仕方、事業のマネジメントやリーダーシップ、リソースや支援の調達
 - ☑ 行政との関係のあり方

2007/1/20

中村陽一、2007

16

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と
NPO/NGOの可能性・課題
—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ 補論 英国の社会起業家の特質(CAN)
- ※ <参考>英国の社会起業家—実践的な経験より—
ロビン・ローランド リンクス・ジャパン/CAN
- ※ 1. 社会起業家の第一の定義
 - ☑ 一般の起業家が「富を創造する際に適用するのと同じ事業手法とイマジネーションを、社会的な課題に持ち込むことの出来る人である。」
トニー・ブレア首相 1997年の演説より

2007/1/20

中村陽一、2007

17

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と
NPO/NGOの可能性・課題
—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ 補論 英国の社会起業家の特質(CAN)
- ※ <参考>英国の社会起業家—実践的な経験より—
ロビン・ローランド リンクス・ジャパン/CAN
- ※ 2. 社会起業家の第二の定義
 - ☑ 個人や株主に富をもたらそうとするわけではない。
 - ☑ 社会をよりよき場所とするため、社会正義に対する強い思いに突き動かされている。
 - ☑ ビジネスを行うのに必要な技術と原則を用いて、市井の人びと、特に差別されていたり社会的に不利な状況にある人びとの生活に長期的かつ持続可能な変化をもたらそうとするものである。
 - ☑ イマジネーションにあふれ、危険を恐れない。
 - ☑ ビジョンを明確に持ち、コミュニケーション能力に長け、ネットワーク力と資源開拓力を備えている。
- ※ ステファン・サーク/サイモン・ザデック著『実践的な人びと・崇高なる思い』

2007/1/20

中村陽一、2007

18

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と NPO/NGOの可能性・課題

—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

※ 補論 英国の社会起業家の特質(CAN)

※ <参考>英国の社会起業家—実践的な経験より—

ロビン・ローランド リンクス・ジャパン/CAN

※ 3. 社会起業家の第三の定義

- ☑ ビジネスのテクニックを使って社会的課題に取り組む人びとである。
- ☑ 特徴的なのは、顧みられることのなかった地域の資源に付加価値をつける手法である。
- ☑ 例えば、空き家になって放置されていた建物や地域の人びとに見過ごされた才能などに対してである。

2007/1/20

中村陽一、2007

19

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と NPO/NGOの可能性・課題

—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

※ 補論2 英国の社会起業家の特質(CAN)

※ <参考>英国の社会起業家—実践的な経験より—

ロビン・ローランド リンクス・ジャパン/CAN

※ 4. 社会起業家の特質

- ☑ ともに働くことがとても楽しく刺激的である。
- ☑ 他者を思いやるとともに他者を触発することができる。
- ☑ 他者を通して、あるいは、他者とともに仕事をする。
- ☑ 必要とされる支援者や資金提供者のネットワークを創ることができる。
- ☑ チームで働き、バリアを取り去ることができる。
- ☑ コミュニケーション能力に長けている。
- ☑ 階層のない組織を好み、無用な官僚的機構を嫌う。
- ☑ あらゆるタイプ(年齢・性別・民族、そのほかのバックグラウンドなど)の人びとがいる

What can be imagined, can be achieved

2007/1/20

中村陽一、2007

20

5. 21世紀社会デザインへ向けての基盤整備と NPO/NGOの可能性・課題

—組織化・制度化のなかでのエンパワーメント

- ※ (9) (民間)非営利・協同セクター : 市民セクター : 本来的な第三セクターの形成

2007/1/20

中村陽一、2007

21

第1回学習会参加者アンケート等集計結果

研究会、研究報告への意見・要望	
・	研究員には若い人も入れてほしい
・	研究員の構成バランスを是正しては？（新住民が多い。昔からの住民も入れては？）
・	研究会の今後の予定と、平成19年度の流れを広報してほしい
・	研究報告は次回にもっと詳しく説明してほしい
・	しくみとしての組織、まちづくり学習会の継続を望む
・	相談役的な立場で専門家を加える必要がある
・	息の長いしくみにしてほしい
・	協働の進め方について、早急に町全体の合意を形成すべき

まちづくりへの提案・要望	
・	緑地保全対策（具体的記述はなし）
・	災害避難時のハードとソフトの検討（具体的記述はなし）
・	環境問題への対策（「地球温暖化防止三芳町民会議」の設置）
・	町内循環バスの運行（高齢者対策として）
・	生活道路の整備（高齢者対策として）
・	町長との懇談会の定期開催（各公民館、3か月に1回、町民誰でも参加可能）
・	三芳町の良さを残した発展を望む
・	まちづくりへの思いのある人たちが自由に出入りできるステーションを作ってほしい
・	住民の基礎的な集合体は自治会。自治会の充実、活用を望む

講演、研究報告の感想	
18件	「講演の内容が良かった」「協働の意味、必要性が理解できた」「勉強になった」など
4件	「研究報告の内容が良く、期待できる」「研究員に敬意を表する」など

その他肯定的な感想	
4件	「まちづくりに参加したいと思った」「ボランティア活動をしたかった」など
・	三芳町の明るい将来の姿が思い描かれた
・	参加者が多く、関心の高さに驚いた
・	こうした勉強会の場に着くことで、まちづくりに参加しているという意識がもてて良かった

<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちの町や生活に関わる大事なことを始めようとしていることが感じられた
<ul style="list-style-type: none"> ・学習会は、新制三芳町にとって大きな意義があり、今後楽しみな企画
<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの自治会役員や管理組合役員にも聞かせたい
<ul style="list-style-type: none"> ・合併を非とした選択の答え（今後の町政の方向性）が見えた気がした
<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな意味で自治体が動き始めていることに驚いた
<ul style="list-style-type: none"> ・協働が大きな改革の端緒になればいいと思う
<ul style="list-style-type: none"> ・協働とは、地域住民の皆が参画し、意見交換しながら地域課題の解決、目標の達成をしていくことと理解した。
<ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政の議論が必要であることがわかった
<ul style="list-style-type: none"> ・町を良くするには、住民がともに考え協力し合って行動しなければならないことがわかった
<ul style="list-style-type: none"> ・より良いまちづくりのために、先進地を参考に行政と住民が話し合いながら行政運営を進めていくべきと思った
<ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政の関係を密にすることが大切と思った
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の正否は住民にかかっていることを感じた
<ul style="list-style-type: none"> ・これからのまちづくりに、住民の側も努力が必要なことがわかった
<ul style="list-style-type: none"> ・お互い顔を合わせるコミュニティの機会がまず第一歩と考えた
<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくりのための次のキーポイントが印象に残った <ul style="list-style-type: none"> ・依存型自立が目標（地域力を高める） ・経験知と専門知の複合体が市民知 ・市民事業としてのNPOの意味合い ・住民組織間の協働が不可欠（コーディネーターの介在） ・地域の社会的資源の活用（住民・行政の意識改革） ・協働の原則（異質性・対等性・有期性）
<p>これらの知見をいかに市民プランとして実践レベルに乗せていくかが今後の課題。町の独自性がどこまで発揮できるかがポイント（幅広い住民参画の確保が大切）</p>

その他否定的な感想	
7件	「時間不足」「壇上で講義すべき」など
3件	講演は抽象的、表面的で理解できなかった。具体例を聞いたかった
2件	研究報告がとらえどころがない。条例など具体的な行動内容が聞いたかった
	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山の裾野のようなもので、協働、しくみの像が明確に描けない
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加の仕方がわからない

『住民が主役のまちづくりって?』

～協働先進事例に学ぶ～

第2回「協働のまちづくり学習会」次第

平成19年3月18日(日)

午後1時30分～ 藤久保公民館ホール

1. 開 会

2. あいさつ

三芳町長 鈴木 英美

3. 協働先進地事例報告

草加市みんなでまちづくり課

長峯 春仁 氏

草加市「瀬崎まちづくり市民会議」

谷古宇 孝 氏

同会議

高橋さきえ 氏 (みんなのまち草の根ネットの会)

4. パネルトーク～『協働でまちがどう変わる?』

～参加型まちづくりの効果と課題を探る～

パネリスト：草加市みんなでまちづくり課

長峯 春仁 氏

草加市「瀬崎まちづくり市民会議」

高橋さきえ 氏

三芳町協働のまちづくり研究会

笛木 隆雄 研究員

三芳町役場

吉野 茂夫 総務担当参事

5. 閉 会

協力団体 要約筆記：三芳町要約筆記サークルあすなろ

手話通訳：埼玉県聴覚障害者情報センター

◎「協働のまちづくり研究会」の情報は、三芳町ホームページでご覧いただけます。

アドレス：www.town.saitama-miyoshi.lg.jp

◎研究会報告や、まちづくりへのご意見・ご提案は、下記へお気軽にお寄せください。

協働のまちづくり研究会事務局（役場企画財政課 政策推進係）

メール：kikaku@town.saitama-miyoshi.lg.jp

電 話：049-258-0019（内線 416・417） ファクス：049-274-1055

市民とのパートナーシップによるまちづくり

草加市みんなでまちづくり課

1. パートナーシップによるまちづくりのきっかけ

パートナーシップまちづくりシンポジウム
(平成10年 市内7地区で開催)



「新たなコミュニティづくり」が必要

そのためには・・・

- ・市民と行政からなる推進組織を設置
- ・課題解決の仕組みづくりに取り組む

2

2. 地区まちづくり推進事業

目的

- ・地域住民との協働によるまちづくりの実践
- ・市内各地域に新しいコミュニティづくり
- ・市民と行政、市民相互の新たな関係づくり

方針

地域住民の主体性が基本



住民発意により始めるのが原則
現在9地区にて事業展開(12年度から)

3

3. 地区まちづくり推進事業の手法

- ステップ1 問題点・課題等の発見・共有
- ステップ2 地区住民による計画づくり
- ステップ3 まちづくりの実践

(詳細は、参考資料1)

【市の役割】

- ①市担当職員や専門家の派遣
- ②活動場所等の支援
- ③行政によるまちづくりの推進

4

4. みんなでまちづくり自治基本条例の制定

目的 市民と行政とのパートナーシップのあり方を定めた仕組みづくり

- ①(仮称)パートナーシップまちづくり条例
 - ・市民・有識者による懇話会(13・14年度)
 - ・議会上程(15年3月議会)
- ②自治基本条例化へ
 - ・条例審査特別審査会(15年度)
 - ・議会修正による議決(16年6月、10月施行)

5

5. 条例の特色①

第7章 まちづくりの環境整備

パートナーシップによるまちづくりには何が必要かを規定

- ・人材の育成
- ・組織づくり
- ・市民活動を支援する基金の設置
- ・市民活動のための拠点づくり

6

6. 条例の特色②

第8章 まちづくりの参画手続き

市民のまちづくり参画手続き方法を規定

①まちづくりの相談

②まちづくりの登録(登録員制度)

まちづくりの意思表示

③まちづくり計画の作成・提案

7

7. 条例の運用

①地区まちづくり事業の推進

②ふるさとまちづくり応援基金助成事業

市民の主体的なまちづくり活動を資金的に支援(16年度から)

③(仮称)市民活動センターの設置

市民活動の拠点として、交流促進、情報発信、市民活動の育成を図る。(19年度設置予定)

④みんなでまちづくり会議の開催

まちづくり登録員で構成される市民参画の場を開催(17年度から8回開催、計4件のまちづくり提案)

8

8. 今後の課題

①地区まちづくり推進事業

- ・新しいコミュニティづくり
- ・担い手の育成
- ・地域自治区の創設

②条例の普及啓発と運用

- ・みんなでまちづくり会議の運営
- ・市民・市議会・市のパートナーシップ

9

地区まちづくりのステップ

※白書づくりには、決まった方法はありません。その地区にふさわしい方法、可能な方法を相談して決め、実行することが大切です。また、完璧な白書を作ろうとすると参加者の負担になるおそれがあり、その後の活動に支障がでてしまうことがありますので、誰もが気軽に参加できるようにすることも必要です。

ステップ①
【問題点・課題等の発見・共有】

地区の問題点・課題等をさまざまな住民の参加によって明確にし、地区住民の総意としてまとめる。＝白書づくり

例・タウンウォッチング
・問題・課題地図づくり
・懇談会等による意見の集約 等

ステップ②
【地区のまちづくり計画づくり】

問題点・課題を受け、今後どうしていくか、将来の地区の目標を掲げ、その実現に向けたモノづくりやルールづくりなどについて、地区住民の総意として計画化する。

- ・役割分担：住民が行うこと、行政が行うこと等
- ・実施時期：すぐやるか、数年先か、数年間かかるか 等

ステップ③
【住民によるまちづくり活動】

- ・住民による地区のまちづくり活動の実行

【行政によるまちづくり】

- ・行政計画（基本計画、実施計画、年度予算、都市計画マスタープラン、各種分野計画）への反映（＝地区のまちづくり計画の認知）
- ・担当セクションによる実行（個別計画策定、事業の実施等）

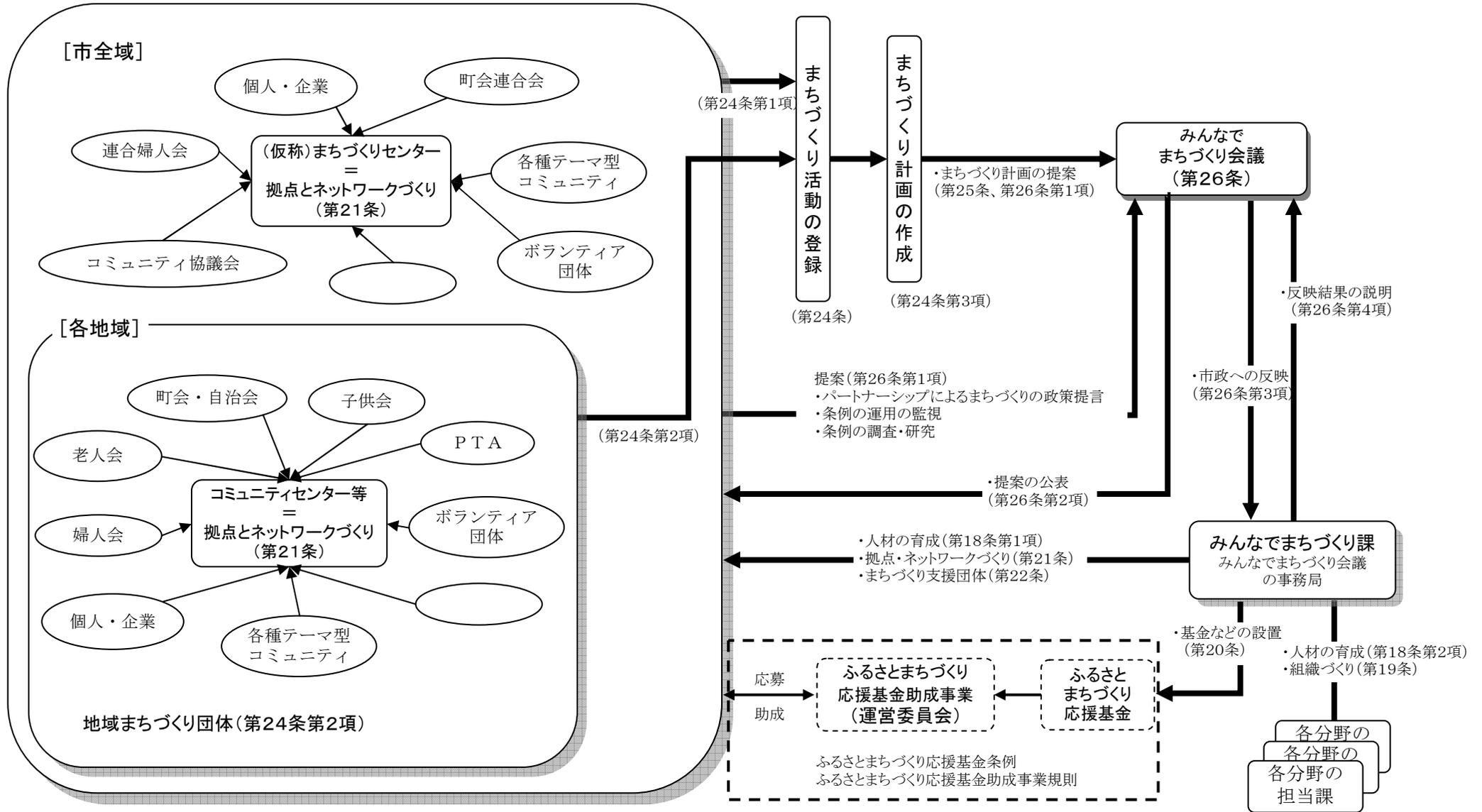
※この段階では、課題などを受けて、何を最も重視するか明確にし、まとめる必要があります。また、行政にできるか否かを問う必要はなく、問題・課題に対して、誰がどうしていくかまとめることが大切です。

※地区のまちづくり計画を実際に実行する段階です。地区の住民による実行もありますし、行政の計画に反映し、行政が実行するものもあります。また、実行に際しては、これまでの段階までと同様に、住民相互や地区住民と行政との密接な関係に立った進め方が必要です。

【支える仕組み】

1. みんなでまちづくり自治基本条例
市民団体や地域のまちづくりを推進するための仕組みを制度化
2. ふるさとまちづくり応援基金助成事業
地区のまちづくりや各種市民団体等のまちづくりを資金援助する制度
3. まちづくりアドバイザー制度（都市計画課）
地区のハード系まちづくりを人的、資金的に支援する制度
4. 市役所の組織
みんなでまちづくり課 等

みんなでまちづくり自治基本条例及び関連事業の関係図



Ⅲ 草加・瀬崎まちづくり市民会議 ～公設施設の住民管理を実現～

はじめに

瀬崎地区のプロフィール

瀬崎地区は、草加市の最東南部に位置し、南は毛長川をはさんで東京都足立区と接し、東端は伝右川により八潮市との境界になっています。地区の西側は東武伊勢崎線で、北側は県道草加三郷線が境となります。

瀬崎という地名は、地区の東の端で毛長川と伝右川が合流して、三角州になっているため、「瀬（川）の崎（先）の地」からその名がついたと伝えられています。

川にはさまれた肥沃な農村として古くから人が住んでいたと想像されますが、江戸後期から明治初期にかけて、工場集積のさきがけといえる川を生かした染色業や和晒業などが多く立地してきました。現在は、東武伊勢崎線谷塚駅から東に広がった住宅と工場が混在する地域となっています。

対象地域	草加市瀬崎町全域		
地域面積	1, 316	km ²	
地域人口	14, 728	人	} 平成18年11月1日現在
世帯数	6, 263	世帯	
主な施設	瀬崎小学校 瀬崎保育園 浅間神社	瀬崎中学校 谷塚幼稚園 瀬崎グランド	スポーツ宣言記念体育館 瀬崎コミュニティセンター 草加八潮準看護学校
自治組織	草加市町会連合会谷塚東部ブロック (瀬崎第一町会・瀬崎第二町会・瀬崎第三町会谷塚コーナ自治会)		

1. 行政のモデル地区公募に手を挙げて…

2つのモデル地区の指定

瀬崎地区は、平成12年度「草加市都市計画マスタープラン推進事業モデル地区」と「草加市パートナーシップまちづくり事業モデル地区」の指定を受け、心の豊かさを念頭にして、地域の都市基盤整備の向上を求めて、誰もが住みよいまちづくりをめざし、住民と行政の協働作業による新しいシステムの「まちづくり」にとり組んでいます。

平成12年度は「瀬崎まちづくり研究会」として地域の調査研究ならびに現状把握を行い、引き続き平成13年7月に、研究会の成果を元にした瀬崎地区の将来像を模索する「瀬崎まちづくり市民会議」を発足し、現在具体的なまちづくり計画の実現に取り組んでいます。

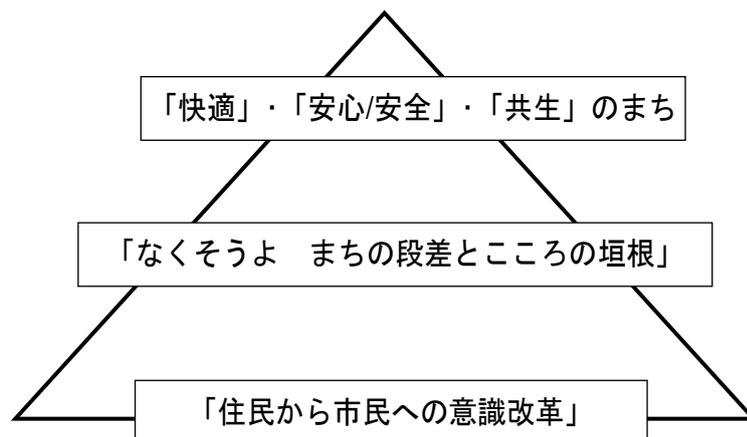
わたしたちは、このモデル事業が単に瀬崎地区への取り組みに終わらず、草加市の「市民と行政の新たなシステムづくり」へつなげていく重要な事業であると考えました。

2. 地域にともった“まちづくり”の灯

モデル地区指定のまちづくり活動からみえた「誰にも住みよいまち」づくりの課題を町に住んでいる自分たちが取り組んでいくための「瀬崎まちづくり市民会議」は、次のような考え方や運営組織をつくり、まちづくり活動をしてきました。

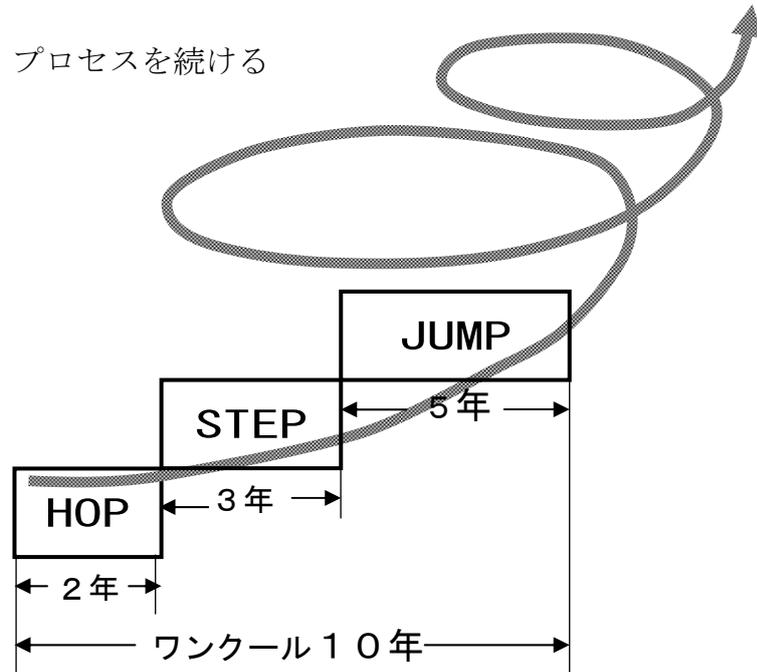
まちづくりの考え方 ～瀬崎モデル～

- ◆目 標 「快適」・「安心/安全」・「共生」のまち
- ◆特 徴 ハード・ソフト両面からのまちづくり
行動スローガン「なくそうよ、まちの段差とこころの垣根」
- ◆組 織 新しい市民会議という組織
 - 公募・団体推薦による各層の住民参加型
 - ネットワーク構造のミニコミュニティの中心的存在
 - NPO法人化による効果的効率的に協働できるシステム
 - 住民・産業・行政の3つのセクターのパートナーシップ
- ◆視 点 異なる視点での計画推進
 - ハード事業は、南側地区の「再生」と北側地区の「創造」
 - ソフト事業は、「テーマ型活動組織」の立ち上げ
- ◆条 件 「住民から市民への意識改革」
 - 住民（inhabitant—習慣・慣習を守る人）から、
自立、自走、自治する市民（citizen—個の確立と公的精神の両立）へ脱皮する

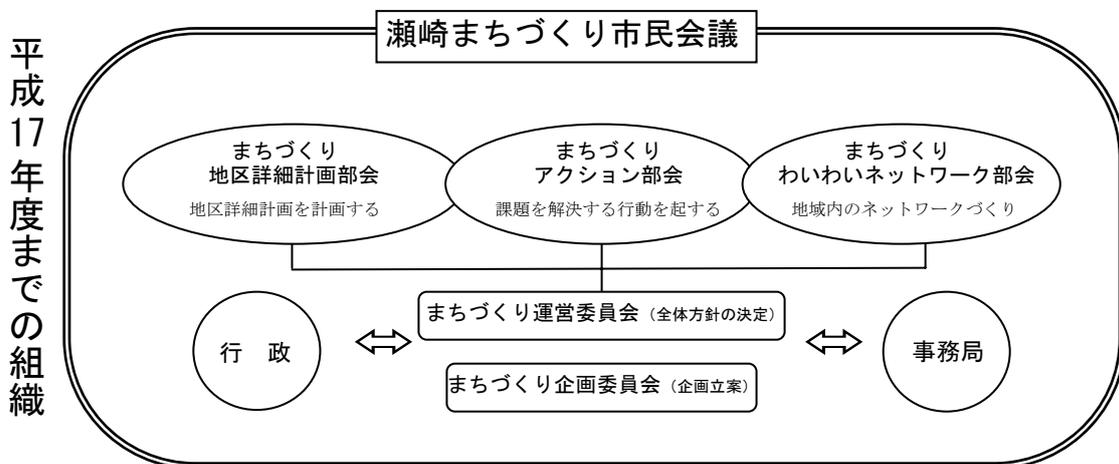


まちづくりの工程表

- ◆ まちづくりは長丁場—ワンクール 10年—
- ◆ 三段跳びの跳躍
 - (HOP) 準備・調査・企画----- 2年
 - (STEP) 事業準備・試走----- 3年
 - (JUMP) 収穫----- 5年
- ◆ 次のクールへ
スパイラルアップ・プロセスを続ける

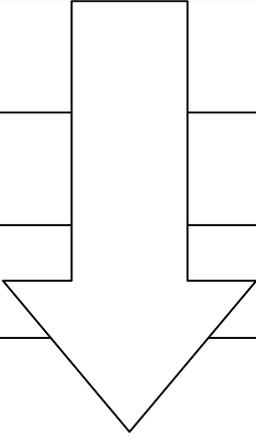
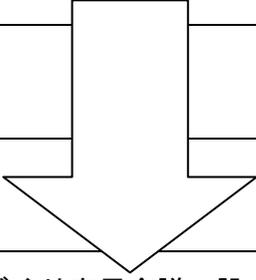


まちづくりの運営組織



平成17年度までの組織

おもな活動 H17年度までのあゆみ

平成12年		平成13年	
1月	地区内調整・行政との打ち合わせ	1月	テーマ別わいわい懇談会4回(計75名) 「工業とまち/子育て/福祉/道路など」
2月		2月	まちづくり研究会 (60名) 「地域の課題、今後の進め方」
3月		3月	まちづくり研究会 (55名) 「1年の概要報告など」
4月		4月	瀬崎まちづくり市民会議設立準備
5月		5月	
6月	研究会開催の打ち合わせ	6月	
7月	第1回まちづくり研究会 (60名) 「マスタープラン地区詳細計画」	7月	瀬崎まちづくり市民会議 設立 & 瀬崎ウォークラリー(400名)
8月		8月	
9月	まちづくり研究会 (50名) 「まちづくりパートナーシップ事業」	9月	
10月		10月	地域事業「ふれあいひろば瀬崎」参加 200名
11月	瀬崎タウンウォッチング (150名) 「14ブロック別でのタウンウォッチング」	11月	まちづくり先進地視察(杉並区)50名 グループ別わいわい懇談会 (20名) 「瀬崎ってどんなまち」
12月	町会別わいわい懇談会4回(計110名) 「瀬崎のまちづくり=自由討論」	12月	瀬崎まちづくり市民会議 (120名) 活動中間報告&市長トークセッション
まちづくり研究会 4回 研究会事務局会議 15回		企画委員会 7回 設立準備会 部会24回 地区詳細計画部会・アクション部会・ わいわいネットワーク部会 述べ21回 事務局会議 9回 まちづくりニュース 3回 発行 ホームページ開設 まちづくり白書編集委員会 14回	

平成14年	
1月	
2月	瀬崎街なか防災訓練 (1,100名) 草加市初の街なかでの防災訓練
3月	瀬崎まちづくり市民会議 (70名) 「活動報告&行政システム」 瀬崎まちづくり白書発刊 &瀬崎地区詳細計画書立案
4月	
5月	せざきマンションネット 設立 せざき歴史散歩の会 設立
6月	瀬崎まちづくり市民会議 (200名) 「地域で子育てができるコミュニティ」 NPO法人化への調査開始
7月	「公園の花壇づくり」開始 わいわい井戸端会議 開始
8月	地区詳細計画部会「交差点改良地権者懇 談会」開始 第1回せざきフェスタ in 夏 (500名)
9月	瀬崎中学校「文化祭」参加 地域事業「敬老会」へ参加
10月	地域イベント「ふれあいひろば瀬崎」参 加
11月	新エンゼルプラン瀬崎地区懇談会
12月	瀬崎まちづくり市民会議 (120名) 「地域に笑い声が響くまち せざき」
せざき歴史散歩の会 4回 事務局まちづくり勉強会 5回 企画委員会 7回 地区詳細計画部会・アクション部会・ わいわいネットワーク部会 述べ34回 事務局会議 19回 まちづくりニュース 5回発行	

平成15年	
1月	初夢市民会議 (55名)
2月	健康なまちづくり事業開始 講演会「元気アップ in 瀬崎」(90名)
3月	せざきYOYO倶楽部 設立 瀬崎まちづくり市民会議(60名)「地域で 子育てができるコミュニティパートII」
4月	コミセン&山王公園の機能検討委員会発 足
5月	
6月	
7月	彩の国プレ国体 歓迎プランター設置
8月	「元気アップ草加塾 in 瀬崎」開始 第2回せざきフェスタ in 夏 (550名)
9月	瀬崎防犯パトロール隊(隊員180名)発足 瀬崎中学校「文化祭」参加
10月	せざき子どものクラブ 設立 (105名) &宝さがしウォークラリー
11月	先進地事例視察(三鷹市) 「コミセン自主管理とふれあい道路」 NPOはじめの一歩 事例発表
12月	
企画委員会 2回 地区詳細計画部会 毎月第4金曜日 アクション部会 毎月第4金曜日 わいわいネットワーク部会 毎月第4金曜日 事務局会議 毎月第3木曜日 せざきマンションネット 毎月第2日曜日 せざき子どものクラブ 毎月第3土曜日 瀬崎防犯パトロール隊 毎月4回 公園清掃&花壇づくり 毎月第2日曜日 わいわい井戸端会議 毎月第3火曜日 コミセン&山王公園機能検討委員会 4回 まちづくりニュース 3回発行	

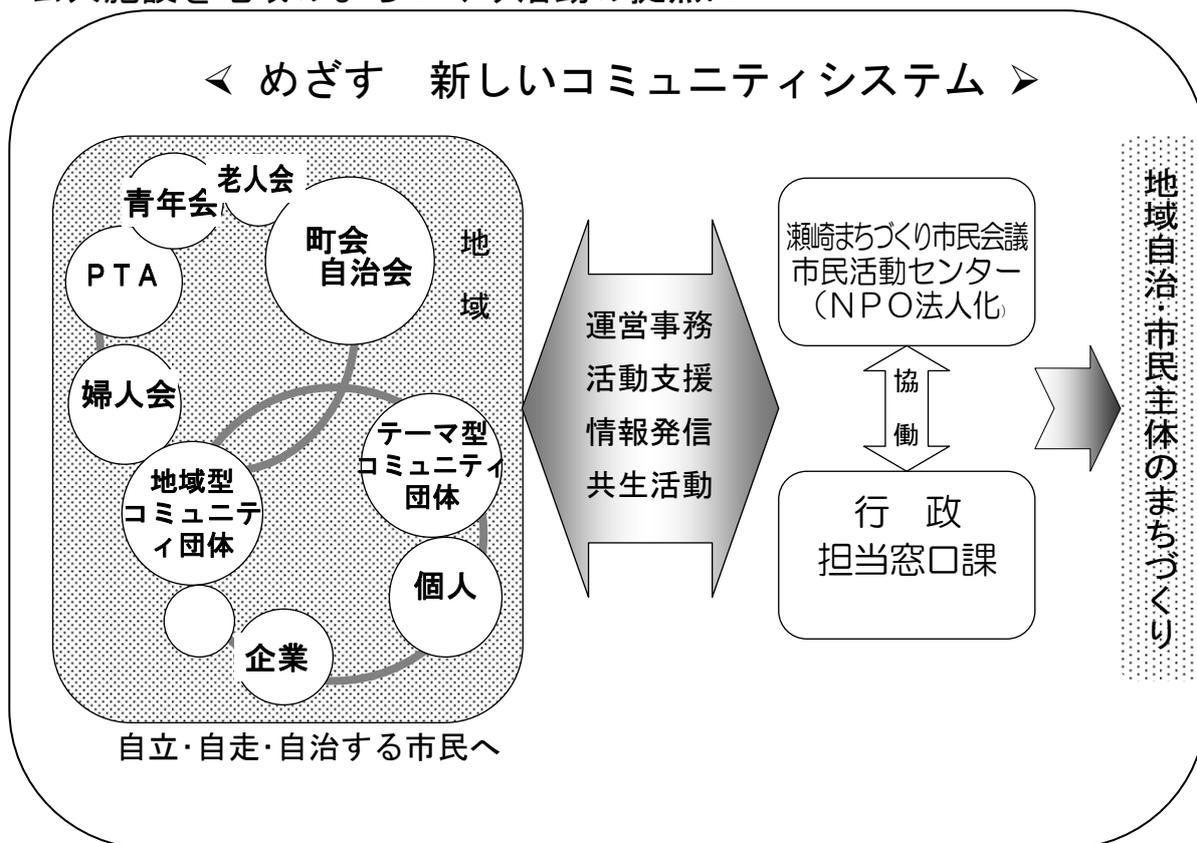
平成16年		平成17年	
1月	初夢市民会議 (31名)	1月	「協働→まちづくり研究会」事例発表 初夢市民会議 (62名)
2月	青森県大井町 視察受ける さいたま市公民館職員研修 事例発表 戸田市上戸田まちづくり 事例発表	2月	そうか産学行タウンウォッチング(35名) そうか産学行企業調査スタート 木下草加市長と話そうまちづくり(75名)
3月	首都圏市町村都市計画担当課連絡協議会 視察受ける 埼玉県まちづくり支援課 事例発表 まちづくり講演会「コミセンを地域のまちづくりの拠点に」(60名)	3月	平成17年度事業を検討する会(メンバー17名)スタート
4月	木下市長ととことん話そうまちづくり(90名) 草加市ふるさとまちづくり応援基金受ける	4月	草加市ふるさとまちづくり応援基金受ける 「蒲原公園再生案」草加市みんなでまちづくり会議へ提案
5月	蒲原公園再生検討会 準備開始	5月	
6月	福井県鯖江市 視察受ける 瀬崎まちづくり市民会議 総会&全体集会「つくろう活かそう地域のネットワーク」(50名)	6月	瀬崎まちづくり市民会議 総会&全体集会「瀬崎コミセンを地域のまちづくりの拠点に」(80名)
7月	彩の国まごころ国体ウェルカム作戦 プランター500個(里親システム)スタート 第3回せざきフェスタ in夏(800名)	7月	
8月		8月	第4回せざきフェスタ in夏(900名)
9月	瀬崎防犯パトロール隊 全国表彰受賞	9月	平成18年度事業検討委員会スタート 瀬崎コミセンの指定管理者として決定
10月	彩の国まごころ国体 炬火リレー歓迎イベント設営(600名) 蒲原公園再生案 提案 瀬崎まちづくり養成講座 スタート 高崎大学 桜井教授 視察受ける ふれあいひろば瀬崎(350名)	10月	木下市長 講演会 「ふれあい親水緑道」草加市みんなでまちづくり会議へ提案
11月	元気アップクラブ 設立(70名) さいたま市公民館職員研修事例発表 瀬崎中学校連携事業「地域の人の講話」	11月	
12月	第2回タウンウォッチング(150名) 瀬崎中学校連携事業「地域の人々との交流」 瀬崎ふれあいクリスマスコンサート(350名) 木下草加市長との懇談会	12月	第2回瀬崎ふれあいクリスマスコンサート
企画委員会 2回 地区詳細計画部会 毎月第4金曜日 アクション部会 毎月第4金曜日 わいわいネットワーク部会 毎月第4金曜日 事務局会議 毎月第3木曜日 せざきマンションネット 毎月第2日曜日 せざき子どものクラブ 毎月第3土曜日 瀬崎防犯パトロール隊 毎月4回 公園清掃&花壇づくり 毎月第2日曜日 わいわい井戸端会議 毎月第3火曜日 コミセン&山王公園機能検討委員会 4回 (コミセン自主管理特別推進委員会 随時)		元気アップクラブ 毎週木曜日 蒲原公園再生検討会 4回 元気アップクラブ立ち上げ準備会 7回 元気アップクラブ毎週木曜日 ふれあい親水緑道推進委員会 月1回 ごみ減量推進プロジェクト 月1回 事務所当番会議 毎月1回 まちづくりニュース編集会議 13回 まちづくりニュース 12回発行	

3. テーマ型まちづくりが生まれだした！

まちづくり活動のいろいろな場面から、活動テーマをもったグループが立ち上がってきました。

- せざき歴史散歩の会（H14年5月設立）
 - ・地域の歴史&文化等の研究探訪 →閉会
- わいわい井戸端会議（H14年7月開始）
 - ・瀬崎小学校平成塾で気楽におしゃべり 毎月第3火曜日 →瀬崎コミュニティセンターで開催中
- 花と緑のまちづくり（H14年7月開始）
 - ・浅間公園・新田公園で花壇づくり 毎月第2日曜日 →「花と緑の公園づくり」と名称変更
- せざきマンションネット（H14年7月設立）
 - ・快適マンションライフ情報交換 毎月第2日曜日 →草加市と協働で、草加市内のマンションネットづくり
- 瀬崎YOYO倶楽部（H15年3月設立）
 - ・リタイアした人が中心 遊ぶ学ぶ創る 毎月第2木曜日 →会員10名から40名へ
- 瀬崎防犯パトロール隊（H15年9月発足）
 - ・地区内4班編成で曜日別巡回 →青色回転灯カーで下校時パトロールも実施
- せざき子どもクラブ（H15年10月設立）
 - ・多世代みまもり隊が特色 毎月第3土曜日
- ◎せざき健康なまちづくり事業（H15年2月開始） → ●元気アップクラブ（H16年10月設立）
 - ・「元気アップ草加塾 in 瀬崎」教室の開催
 - ・心と体の健康づくり 地域総合スポーツクラブ 毎週木曜日
- ◎危険交差点改良地権者懇談会（H14年8月開始） → ●交差点改良案を地域に公表、説明会を実施。（H18年9月）
 - ・交差点改良工事にむけて地権者懇談会
 - 歩道橋架け替え・撤去検討のための小委員会設置
- ◎ふれあい親水緑道検討会（H15年10月開始） →草加市へ提言し、5年をめどに実現するという回答を得る。（H18年7月）
 - ・うるおいのある地域の親水遊歩道づくり
- ◎コミセン&山王公園機能検討委員会（H15年4月開始）
 - ・地域拠点としての活用、山王公園との一体化検討 → ◎コミセン住民管理特別推進委員会（H17年7月開始）
- ◎蒲原公園再生検討委員会（H16年4月開始） →再生工事開始（H18年12月）
 - ・スポーツ健康エリアの軽スポーツができる公園づくり
- ◎彩の国まごころ国体ウェルカム大作戦（H16年7月開始）
 - ・国体歓迎プランター500基設置（里親システム）
- ◎ごみ減量推進プロジェクト（H17年7月開始）
 - ・ゴミの減量による市役所予算削減分を地域に還元

4. 公共施設を地域のまちづくり活動の拠点に…



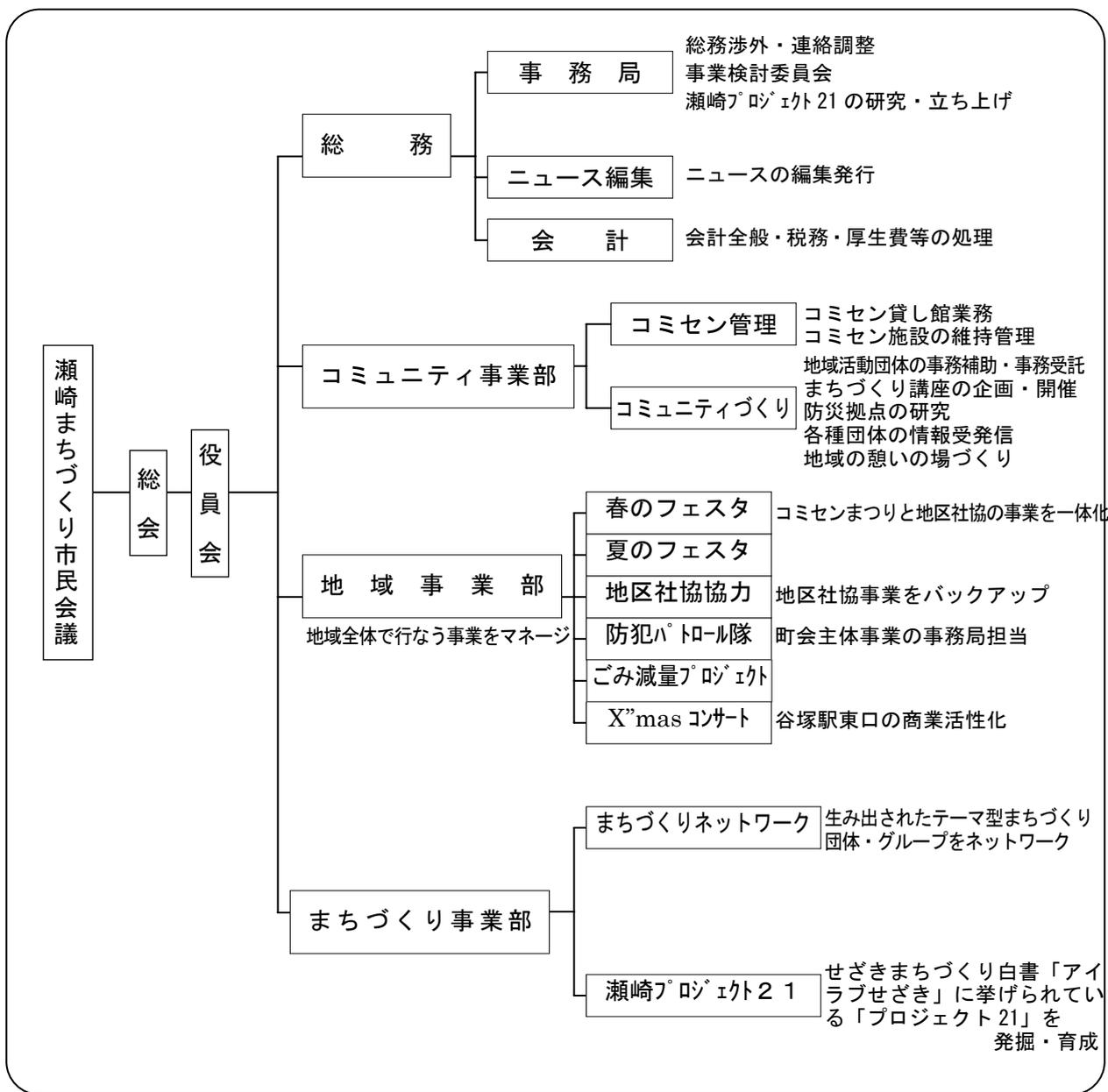
【住民管理への準備】

- ★平成14年3月 せざきまちづくり白書「アイラブ瀬崎」のプロジェクト21（課題解決プロジェクト）に、上記の図表とともに明記
- ★平成14年4月 コミセン&山王公園機能検討委員会 設置
地域拠点としての活用、山王公園との一体化検討を開始
- ★平成15年11月 先進地「三鷹市コミュニティセンター」視察
- ★平成16年3月 まちづくり講演会「コミセンを地域のまちづくりの拠点に」
- ★平成16年10月～平成17年6月 まちづくり養成講座開催 住民管理のための人づくり
- ★平成17年2月 タウンミーティング「木下市長ととことん話そうまちづくり」
検討中の課題等を話し合う
- ★平成17年7月 まちづくり講演会「瀬崎コミセンを地域のまちづくりの拠点に」岡 幸恵氏
- ★平成17年7月 コミセン住民管理特別推進委員会 設置
住民管理のための組織、運営など全般の検討を開始
- ★平成17年7月 先進地「武蔵野市けやきコミュニティセンター」・「町田市」視察
- ★平成17年9月 草加市議会で指定管理者として可決
- ★平成17年10月 まちづくり講演会「草加市のコミセン設置の経緯」
設置の背景、目的、運営方法、そして現在までの経緯を学ぶ

- ★平成17年10月 平成18年度事業検討委員会 設置
- ★平成17年11月 先進地「武蔵野市けやきコミュニティセンター」視察
- ★平成18年2月～平成18年度事業検討委員会とコミセン住民管理特別推進委員会合同会議
- ★平成18年3月 総会でコミセン指定管理の運営全般の承認を得る

管理が、平成18年4月に実現！

運営組織を改造



6. まちづくり活動拠点の運営上の課題

第2回学習会参加者アンケート等集計結果

ゲスト事例報告・パネルトークの感想
<ul style="list-style-type: none"> ・ 草加市行政と市民会議の熱意が伝わってきた。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の実体が目に浮かぶようなトークだった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 草加市に親類がいるので、興味深く聴くことができた。まちづくりの話を伝えたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 草加市の事例は分かりやすく、大変参考になりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 谷古宇氏の「地域での受け皿を」とのお話は、将来に希望のもてるものだった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬崎まちづくり市民会議の高橋さんのお話が、身近に感じられて分かりやすかった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬崎まちづくり市民会議の高橋さんのお話が一番良かった。瀬崎の実践例についてもっと聴きたかった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と市とのコミュニケーションが素晴らしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働、市民参加がスムーズに行政に組み込まれていることに共鳴しました。行政担当部署の考え方の切替えが重要で、市民の声をよく取り入れている。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回とも参加しました。住民と行政が目的を明らかにして実践活動に取り組んでいる様子をうかがい感動しました。

学習会全体の感想
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大変有意義な学習会だった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究員の皆さん、ご苦労様です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究報告は研究員各位のご苦労の成果であり、深く敬意を表します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の役員に参加してほしい企画だった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が主体的な感じがした。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 司会は上手ですが、丁寧すぎます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記できるように机がほしかった。

協働への期待
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、三芳ならでの協働の実践に期待するとともに、参加もしていきたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 草加市の取組を聴いて、今後、町の活動に参加したいと思った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民も意識をもって、自分たちのまちをつくる参加者であらねばと思った。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の時代に、住民参加のまちづくりは基本と思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢なので協力はできませんが、若い皆さんの活躍を期待します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度に何かが動き出す日を注目したいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の歴史・風土や、研究成果のしくみを基に、町としての自立を目指して頑張ってください。

研究会、協働のまちづくりへの意見・提案
<ul style="list-style-type: none"> 草加市の事例のように、草の根の活動の中で住民の理解を得ていくよう、時間をかける必要性を感じた。
<ul style="list-style-type: none"> 条例案はもっと時間をかけて練り上げた方がよい。（善し悪しではなく、理解を得ながら）
<ul style="list-style-type: none"> じっくりと理解してもらうことが大事。広報活動が重要ですね。
<ul style="list-style-type: none"> 研究報告はよく理解できない。衆人環視の下、モデル事業等を推進したらどうか。
<ul style="list-style-type: none"> 瀬崎まちづくり市民会議のように、具体的な動きを示してみてもいい。
<ul style="list-style-type: none"> 小さくてもいいから、何でも目に見える結果を出してください。それが多くの人への参加につながると思います。
<ul style="list-style-type: none"> 住民がまちづくりを打ち出せるように！（決して行政主導で打ち出さず）
<ul style="list-style-type: none"> 人材育成や活動拠点の支援は、すぐにでも必要なことと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> 声の大きな人たちの意見ばかり拾い上げるのではなく、例えば若い子育て中の母親との協働にも意を配り、真に町民全体が望むまちづくりに向かわねばならないと思った。
<ul style="list-style-type: none"> 先般、「地球温暖化防止対策町民会議」を提案しました。暮らしの中での温暖化防止対策は、面倒がらず少しずつ進めていけば可能なことです。しかし、生活習慣を変えることにもなりますので簡単なことではありませんが、ぜひ、協働のテーマに加えてほしいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> 従来からある自治会の活用、活性化が大事。
<ul style="list-style-type: none"> 全町14地区で協働の説明会を開催しては？（区長会への説明も含め）
<ul style="list-style-type: none"> 研究会には、昔からの住民にも多く入ってもらえたら良い。
<ul style="list-style-type: none"> 参加者の年齢の高さが気になる。いかに若い人の参加をよぶかが課題だと思う。

まちづくり全般への提言
<ul style="list-style-type: none"> ごみ問題への取組みも大切だが、市民生活における温暖化防止も大切。
<ul style="list-style-type: none"> 三芳町の特長は緑の多さだと思うが、雑木林が集荷場が変わるなど、歯抜けになっていく様を見ていると残念でならない。行政はどう考えているのかと思う。
<ul style="list-style-type: none"> どの世代にとっても大切な町の宝は「みどり」です。環境保全と緑化推進は、目先の経済発展よりも重要な課題です。公園づくりも遊具や施設整備でなく、みどりと一体となったものであってほしいと望みます。
<ul style="list-style-type: none"> 民間の雑木林の施業を通じて自然公園化が図れないか。
<ul style="list-style-type: none"> 「三芳町中央公園」をつくりたい。
<ul style="list-style-type: none"> 車道優先、歩道軽視の道路が非常に多い。ウォーキングで気持ちよく長時間歩けるような、安全と景観に配慮したまちづくりを望む。
<ul style="list-style-type: none"> 主要街路から電柱をなくし（地中へ）、街路樹がもう少し枝葉を伸ばせるようにしたい。
<ul style="list-style-type: none"> 住居表示（番地など）の整備を望みます。特に藤久保地域。
<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの目標の中で、地場産業の活性化・育成という表現が弱い。例えば、三芳町のさつまいもは現在「川越いも」と呼ばれているが、「三芳いも」があってもいいと思うが、いかがか。

瀬崎まちづくり市民会議へのご質問への回答

Q. 設立時に一番苦労したのは何ですか？

- ★ 4つの町会自治会をエリアとしたため、町会自治会の活動への温度差があったこと。
- ★ 草加市行政のモデル事業として出発したため、行政・市民ともにパートナーシップの役割分担・方策が手探りであったこと。

Q. 組織のメンバーはどのように集めたのでしょうか？

- ★ 町会・団体等の推薦、公募&声かけによって集めました。設立時は、町会推薦のメンバーが主な活動推進者でした。

Q. 上下関係がなく、水平思考でまちづくりが進んだ背景には瀬崎地区というところには何か特別な基礎があったのでしょうか？

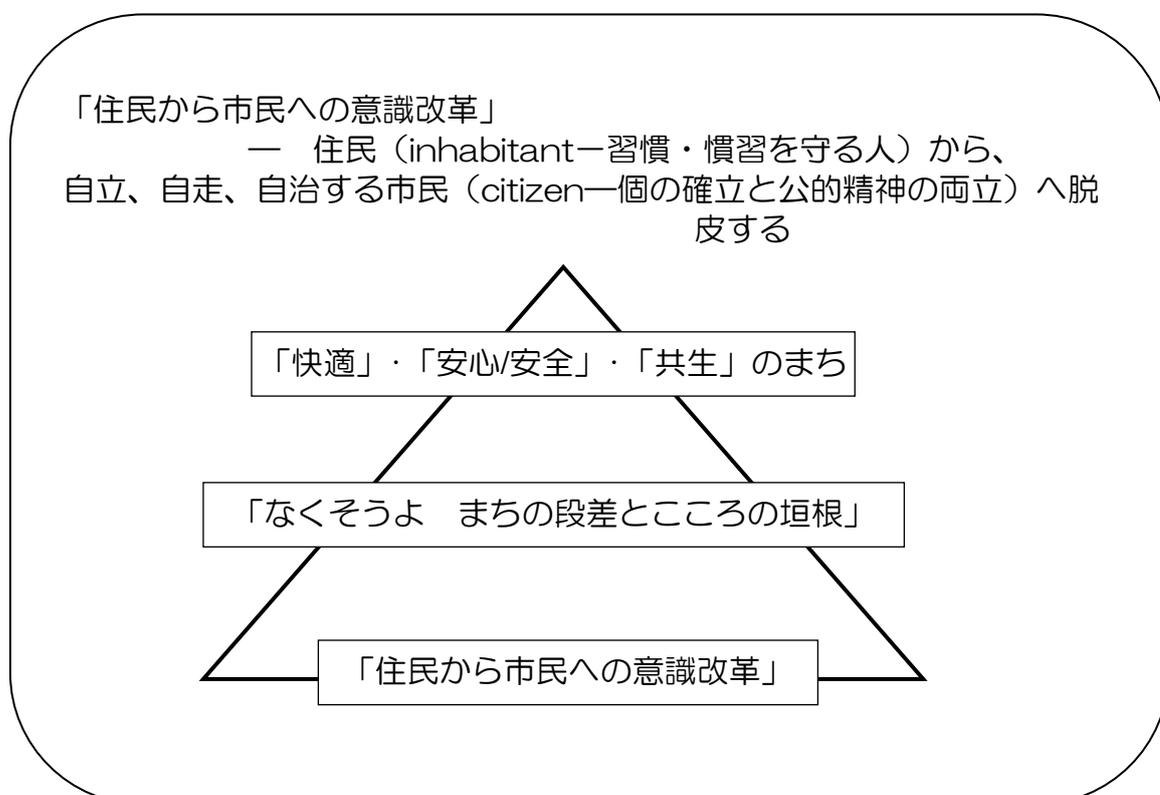
- ★ 上下関係・男女の差別などがないことはありません。他の地区より少し少ないだけです。
- ★ 浅間神社を鎮る・祭礼開催など、地域全体で、協働でひとつのことをしてきた地域であったこと。
- ★ 「住みよいまちをつくる会」※1、「ふれあいひろば瀬崎」※2など、瀬崎まちづくり市民会議設立以前にも、10～15年サイクルで対象地区のなかにコミュニティづくりの新しい動きが創り出していました。
 - ※1 「住みよいまちをつくる会」埼玉県委嘱事業、
 - ※2 「ふれあいひろば瀬崎」昭和63（1988）年始まる。地域の教育力向上、地域のふれあい促進を目的に小学校PTAから呼びかけ、瀬崎地区の多くの団体が参加しての地域まつりとなっている。
- ★ 行政が市内を分割して行政区域（福祉施策・教育施策上などでの）をつくるとき、瀬崎地区は分割されなかった。小学校区がごく一部が分割されているのみなので、地域の住民相互の顔が見えやすい状態があったと思われれます。

Q. 先のクールへ持続可能とするための組織の維持の仕方やしきみづくりについて、お考えをお聞かせください？

- ★ 瀬崎まちづくり市民会議でも、模索中です。毎年度後半に次年度のまちづくりの進め方などを検討する「事業検討委員会」を立ち上げて検討してきましたが、未知の手探り状態は続いています。
- ★ HOP・STEP・JANPの行程は、設立当初、理論上のこととしていましたが、現在から振り返ると、事業の進み具合が、種まき、育苗、収穫という行程とつじつまがあいました。

Q. パートナーシップのまちづくりを進める上で住民としての心構えを教えてください？

- ★ 設立当初に「まちづくりの考え方」を話し合ったときに、以下のような結論に達しました。現在でもそのように考えています。



Q. 施設管理事業費以外の予算260万円の用途は。事業費の内訳を教えてください？

★ 216万円です。その内訳は以下の表を参照してください。

項目	金額	内容	
事務費	291,000円	コピー機メンテナンス費 事務消耗品費 電話料 IN通信費 資料費・印刷費・郵送費 等	
会議費	230,000円	会議室借用費 会議茶菓代 懇親会諸費用 等	
交通費	5,000円		
研修費	100,000円	講演会・研修費謝礼	
事業費	1,480,000円	イベント事業費	40万円
		ニュース編集費	10万円
		ゴミ減量プロジェクト費	10万円
		憩いの場づくり活動事業費	13万円
		まちづくり活動事業費	10万円
		地区詳細計画活動事業費	30万円
		子どもクラブ事業費	20万円
		元気アップクラブ事業費	15万円
予備費	54,000円		
計	2,160,000円		

Q. 「せざきマンションネット」の取り組みなどを教えてください？

【きっかけ】

瀬崎まちづくり市民会議の活動当初、公募で応募してきた人が事務局に4人いました。その4人は皆さん、マンション住まいで、事務局の会議が終わると、マンション管理組合の話をしていました。

☆うちのマンション、管理会社を変えたんだ、安いよ。→安かろう悪かろうなんてことない？→大丈夫みたいだよ、〇〇はするし…→そう。

☆市役所に登録して廃品回収をすると、キロ当たり〇〇円の補助が市役所からもらえるから、収益金になるよ。ごみ集積所にためておくのもいいね。

☆お宅のマンションは、ペットはOK？犬は？猫は？→最初は禁止だったのだけれど、中型犬までだったらOKにしたんだ。お年寄りには癒しになるからね。なんていう話題です。

そこで、その事務局員4人と、マンション自治会の会長（瀬崎まちづくり市民会議の副会長）を中心に、マンションの住民ならではの問題を情報交換・課題解決しながら、マンション住民に、まちづくりの情報も受発信すること、地元町会やまちへの溶け込みを自然にすることを目的に、マンションネットを立ち上げることにしました。

その活動内容は、以下のHPを参照ください。

せざきマンションネットの事務局をしている井ノ上さんに、三芳町から届いた質問を送ったところ、以下のコメント付きで返信されてきました。

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~saitama-smn/>

高橋様 井ノ上です。SMNのデータをおおくりします。三芳町のスタッフの皆さんに宜しくお伝えください。HPも現在調整中ですが、先様へご紹介ください。

SMNのHPです

Q. 「みんなのまち草の根ネットの会」と「瀬崎まちづくり市民会議」の連携や関わりを教えてください？

★ みんなのまち草の根ネットの会が、市制施行40周年記念事業「パートナーシップによるまちづくりシンポジウム事業」を行政とパートナーシップで企画運営し、そこから「新しいコミュニティづくり」への動きが始まりました。行政ではシステムづくりに取り組み、その事業のひとつ「パートナーシップによるまちづくり」モデル事業（現「地区まちづくり事業」）を平成12年度に市内2地区募集しました。そのモデル事業に手を挙げたのが、瀬崎地区です。モデル地区指定の翌年、「瀬崎まちづくり市民会議」は設立しました。

★ 「地区まちづくり事業」実施地区等のまちづくり団体の情報交換会を「みんなのまち草の根ネットの会」は平成13年から開催していますが、「瀬崎まちづくり市民会議」はまちづくりをリードしている団体として協力しています。

☆ 高橋さきえは、「みんなのまち草の根ネットの会」の事務局長で、「瀬崎まちづくり市民会議」の設立から関わっている主たるメンバーです。

「みんなのまち草の根ネットの会」で学んだまちづくりセンスを「瀬崎まちづくり市民会議」で活かしています。

「瀬崎まちづくり市民会議」の前事務所に、「みんなのまち草の根ネットの会」のNPO法人登記上の事務所を置かせてもらい、パソコンなども使用させてもらっていました。

Q.「みんなのまち草の根ネットの会」の6つのパーシャルネットは、設立後に一つずつ積み上げられたのでしょうか？それとも当初から6つの分野を合わせて立ち上げられたのでしょうか？

★ 文部省委嘱事業を受けて活動していたなかで、誰にも住みよいまちをつくるための課題を、設立後パーシャルネットというかたちで立ち上げました。

委嘱事業の活動は、「男女共生」「地域づくり」「国際化」の三本柱で行ないました。

設立1年後、6つのテーマ「男女共生」「地域づくり」「国際化」「子育て支援」「地域の子育て」「高齢者・障害者」の委員会や部会ではない、フレキシブルな集合体であるパーシャルネットを立ち上げました。

現在、「子育て支援」「地域の子育て」は統合され、「子育て」、「調査研究」を加えて6つです。

瀬崎 YOYO 倶楽部の進め方

0. 発足の会での意見・疑問・要望

- (1) 活動に特徴を
- (2) 参加資格は
- (3) 自分探しの旅に方向づけしたい
- (4) なにかお役に立ちたいものだ
- (5) 自分が楽しいこと、健康であることが大前提

I. 会の名称

「YOYO 倶楽部」とする。「YO」は「YOUNG OLD」を意味します。

☆日本では、65~74 歳を前期高齢者、米国では、young old と呼びます。

- 「YOYO」と重ねたのは、響きからと、ヤング・オールド中の YO だという自負を示します。
- また、まだまだわたしたちの前途は「洋々だ」にひっかけてもよいのでは。

II. 会員資格及び参加の意義

- (1) (上記の 65~74 歳という) 年齢には関係なく、心身共に元気で自身を向上させると同時に社会のお役に立ちたいという気持ちを持ち、そのために時間が割ける人々。
- (2) 倶楽部の趣旨に賛同してくださる方々。
- (3) この倶楽部に参加することの意義を次のように考えています。
 - ① 自分の知識・経験が生かされる
 - ② さらにそれらを向上させることができる
 - ③ 世の中のお役に立っているという自負と誇りをもてる
 - ④ 自分たちの行動による成果が直接還元される
 - ⑤ 人の輪がひろがり、顔見知りが増え、そのことがよいまちづくりにつながる

III. 倶楽部の趣旨

会員同士の交流・情報交換さらには各種の学習を通して、自分自身と自分の生活を豊かにする、と同時に、世の中にお役に立てる道を探し積極的に行動(シニアボランティア)する。

最終的には、生活者中心社会の構築に貢献する。

IV. 活動の特徴

「ACTIVE」を会員のモットーとする。

- ACTIVE としたのは、「からだを動かす・健康第一」「アウトドア指向」「自分たちの意見・提言を外部に発信」「世の中に役立ち、自分たちにできることに積極的にチャレンジ」しようとしているから。

- イメージキャラクターは「三浦雄一郎」、御用達ビールは「ヤング・オールド・ニック・英」とする。

V. 運営

(1) 基本 (その1)

- 自分が楽しい・楽しめるものであることを基本に (必要条件)
- さらに、他人が楽しんでいる姿をみて楽しむことも (十分条件)

(2) 基本 (その2)

「あそぶ」「まなぶ」「つくる」の三つの要素を組み合わせる。
 一基本的にはみんなで楽しみたい、それには、「あそぶ」が中心。しかし、折角だから
 なにかを外部に働きかけ、地域に新しい価値を「つくり」あげ、世の中のお役に立ち
 たい。その活動をより充実させるには、「まなぶ」も必要。

(3) 基本 (その3)

一点 (倶楽部中心) から、面 (他グループ・他地区との交流) へ、そして立方体 (年代や
 地域を大きく広げる。純生活者としての行政等への提言を行う)。

(4) 活動

① 定例会

意見・情報交換のために、月1回定例会を開催する。
 当月に誕生日を迎える会員がいる場合は、誕生会をおこなう。
 65歳を迎えた会員がおられれば、少し盛大に赤道まつりを開催する。
 会員による講義 (話) - 「まなぶ」をおこなう。

② 会費

正会員は定例会費用として、2,000円/3ヶ月を1/4/7/10月に納入する。
 イベント費用は、その都度実費精算する。

③ 活動項目 (あそぶ) (まなぶ) (つくる)

あそぶ	<ul style="list-style-type: none"> ○誕生会/赤道祭 ○ウォーキング ○YOYOオリピック (ダンス他) ○ゴルフ ○カラオケ ○グルメ会 ○花御覧の宴 ○新春を寿ぐ宴 		
まなぶ	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史探訪 ○料理教室 ○蕎麦打ち ○自ビール造り 	<ul style="list-style-type: none"> ○見学会 (工場、博物館 裁判所 自衛隊、皇居 市議会、国会等) 	
つくる	<ul style="list-style-type: none"> ○こども会サポート ○コミセン事業サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換 (学生、市職員 市会議員) ○サポート事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康 up/事務局活動 ○地域力の向上 (教育・犯罪・環境) ○提言

④ 会員の約束一どこまでも絆を大切に

せざきYOYO倶楽部の活動

発表者
舟本 統

倶楽部の概要

- 設立：平成15年2月14日
- 目的：ヤングオールド（前期高齢者）を中心にその潜在力を顕在化し、地域に新しい価値を創り出す
- 経緯：瀬崎まちづくり市民会議の議論から生まれたアイデア（この層の人たちの持つ時間・健康・気持ちのゆとりは地域の資産、それを結集できれば、新しい風となる）。

倶楽部の運営

- 運営：あそぶ・まなぶ・つくる活動の組み合わせ。「楽しく/ACTIVE」がモットー。月例会+イベント（適時）を実施
- 会員：YO層に限定せず、趣旨に賛同する方々で構成。正会員35名。他に、賛助会員7名、準会員2名。他地区からも参加。
- イメージキャラクター：三浦雄一郎さん

活動状況

- 「つくる」一町のお役に
 - まちづくり協力（事務局活動、イベント参加）
 - 防犯協力（SBP事務局）
 - 学校協力（瀬崎中総合的学習支援）
 - 技能提供（網戸張替）
- 以上の提供時間総計-1,393hr/y

活動状況（続き）

- 「まなぶ」-楽しく学び
 - 会員講師の学習会（延べ14回実施）
 - 工場見学（外資、ANA整備工場を見学）
 - 各種教室（そば、ビール、料理教室を開催）
- 「あそぶ」-気軽に集い
 - 誕生会、新春を寿ぐ会、花御覧の宴
 - 各種行事（ウォーキング、グルメ、ゴルフ等）

今後の展開方向

1. アピールの強化
 - 趣旨を周知させ、会員の増大を図る
2. サポート事業の立ち上げ
 - サポートサービスを会員/知人/一般へと拡げつつ事業化し、財政的自立を目指す
3. 外部への発信
 - 純生活者・消費者としての提言を行う

助成金の活用

■ 要求額	250千円
1. 機材・備品費	90千円
(会員が70%半額個人負担、のほり20)	
2. 交通費(工場見学)	50千円
3. 報酬・謝礼	30千円
4. 会議費	30千円
5. その他	50千円
(印刷費20、通信10、資料10、事務用品10)	

参考；会員による学習会

- ①15.04.14. 国家予算について
- ②15.05.15. 健康家族せざき
- ③15.08.07. 環境問題
- ④15.09.09. 高齢社会
- ⑤15.10.09. 地産
- ⑥15.11.13. 報酬と通信
- ⑦15.12.11. 高齢者と交通災害
- ⑧16.01.15. 高齢者と保険
- ⑨16.02.07. シニアライブセミナー報告
- ⑩16.05.19. サポート事業
- ⑪16.11.11. 高齢社会(その2)
- ⑫17.01.13. 自分史をつくる
- ⑬17.02.10. イメージカラー：三浦雄一郎
- ⑭17.04.14. ヤングオールドとまちづくり

参考；プロダクティビティ

1. 市民会議事務局	4人×50分×5hr=1,060
2. SBP事務局員	職員会議120/箇所50/メンバー10= 180
3. YOYO田薬出店	15人×5hr= 90
4. 下校時ホール	5人×6分×1hr= 30
5. 瀬崎中総合的学習	6人×3hr= 18
6. サポート事業	5人×3hr= 15
7. 産・学・行7'0/こども77'/平成塾支援	=未カウント
	総計 1,393 hrs

草加市ふるさとまちづくり応援基金
助成事業実績報告書(平成18年度)

草加市長 あて

報告日: H19年 3月23日

団体名 **せざきYOYO倶楽部**

代表者名 舟本 統

事業完了日: H19年3月31日

事業費総額	(事業の実施や団体活動にあたり生じた費用の総額)	664,613 円
助成金額	(事業実施や団体活動のために使った助成金の額)	230,801 円
事業(活動)内容	(いつ、どこで何を行ったか)	
	「つくる」---各人の「健康」「時間」「特殊技能」に加えて「使命感」を生かし地域に新しい貢献の形・価値を作り出した。	
	☆市民会議及びSBP事務局機能、他団体サポート、地域イベントへの参加、提言「環境を考える」	
	「まなぶ」---会員各自の知識・経験を勉強会で共有し自己啓発を重ねた。	
	☆会員講師による勉強会、外部講師による研修会、つくばエキスポ見学	
	「あそぶ」---遊びの要素を重要視することで、個人のバリアを外し結束力をたかめそれを目的達成へつなげた。ポイントは毎月の定例会開催。	
	☆定例会(谷塚コーナ第三町会会館)、その中で勉強会・誕生会・ミニゲームを実施。「ヨールビック」を開始	
事業(活動)目標の達成状況	事業・活動の目標	
	ヤングオールド(前期高齢者)を中心とした人たちの潜在パワーを顕在化し、地域に新しい価値を創り出す	
	(当初の目標をどの程度達成できましたか)	
	◎計画に沿って着実な成果を挙げている。イベント参加者は会員外も含め急増。 A.会員数 ; 目標 40名 -----実績(h19.2.現在)正会員39名、準会員8名、賛助会員8名 B.「つくる」; 地域イベントへの参加、他団体への協力---延べ300名+α ☆市民会議・SBPの事務局機能(5名/W) ☆地域イベント<もちつき・フェスタin夏・盆踊り>への参加<田楽・ゆかりの販売>(38)、こども会のアシスト(11+α)、ふれあいで提言(オリジナル商品)<16> C.「まなぶ」; ☆会員講師&外部講師による勉強会<h18;7回-延べ25回>、つくばエキスポ<13>・国会等<5>見学 D.「あそぶ」; 多様化-種目を増やす-----月次定例会(研修会・誕生会・ミニゲーム平均30名参加) ☆新年会<41>・お花見<27>・赤道祭<30>・グルメ会<47>・ヨールビック<229>他=イベント参加392名と倍増	

<p>事業(活動)成果</p>	<p>(事業を実施して生じた変化、成果物の名称、部数など記入してください)</p> <p>I。倶楽部の知名度が向上し且つ活動の意義が公的に認知された ☆倶楽部企画のイベントへの会員外参加者が多くなった。 ☆地域での新しい動き(例、通学路学童安全パト・コミセン清掃)があると、その実行に必ず期待が寄せられる。 ☆市のH19年度予算審議に倶楽部の活動が取り上げられ、こうした活動の全市的な展開が期待されている。</p> <p>II。人材として地域で活用されている ☆網戸・障子張替・プランター製作等に技能提供、こども会の活動(いも掘り・冒険遊び場)に時間提供した。 ☆地域活動にヘッドハンティング(例、町会会計、町会ごみ減量プロジェクトリーダー)されている。</p> <p>III。田楽・イカ焼きの味が評判である ☆地元のイベントに出店しているYOYO田楽・イカ焼きの味が評判。田楽は2.5時間で220食完売した。</p> <p>IV。オリジナル商品を開発・販売と同時に地域に「環境を考えよう」を提言した ☆「環境問題」勉強会(h15.8.7.)を契機に環境問題に関心と危機感を抱き、倶楽部から地域に提言した。 ☆従来の界面活性剤をつかわない肌と環境にやさしい石鹼「YOYOメルトソープ」にボディソープを新たにラインアップ。さらに、プランター・雑誌回収ボックスを加えたオリジナル商品をふれあい広場で販売した。</p> <p>V。会合が楽しみ、楽しかったの声が多い ☆結成丸4年を経たがマンネリ感がまったくない。毎回、楽しみに集まり満足して帰っている。 ☆ヨーリンピックを新たに実施。各人の得意技の向上と会員の濃密な人間関係の構築に役立っている。 ☆h20.2.ハワイでの5周年記念パーティー(宇宙祭・仮称)に向けて企画推進中。</p> <p>◎成果物 ☆活発な活動(の証明として、活動実績表及び毎回作成している議事録・報告書サンプル等を添付) ☆知識の共有化(「まなぶ」の実施状況一覧と直近に講師がした配布資料を添付) ☆オリジナル商品(YOYOリキッドボディソープのサンプルを報告会の席上にて委員に配布する予定)</p> <p>◎交流・広報 ☆市生涯学習市民会議(小野塚代表以下8名)と交流。情報紙「マイ・ステージ」11/20号に紹介される。 ☆市広報よりインタビュー。広報紙01/20号の「草加を創る人々」に活動が紹介される。</p>
<p>今後の事業(活動)展開の方針</p>	<p>(成果をもとに今後どのようにしていきたいかを記入してください)</p> <p>I。定常的な活動をさらに充実 ☆「あそぶ」一特に、昨年からの新企画である「ヨーリンピック」の種目を増やしたい。 ☆「まなぶ」一外部講師を積極的に招聘する。 ☆「つくる」一地域からの要望をさらにとりこむ。地域のイベントに積極的に参加する。 ☆味が評判の「YOYO田楽・イカ焼き」、肌と環境に優しい「YOYOメルトソープ」「YOYOリキッドボディソープ」に加えて、手作り木製のプランター「美しい街」、雑誌回収BOXの「資源くん」のオリジナル商品を拡販する。</p> <p>II。純生活者(消費者)としての提言 ☆倶楽部の最初の提言となった「環境を考えよう」をさらに推進する。 —H18は、秋に開催の「ふれあい広場」でブースを設け、「環境を考えようアンケート」と環境関連オリジナル商品の販売で地域にアピール。今年も実施の予定。</p> <p>III。次の事業の企画 ☆将来実施予定の「サポート事業」の調査・企画推進を図る。 —「そだてよう」助成3年の予定が2年で経理的な自立を確立した。次のステップ「サポート事業」には大きな資金が必要。十分な調査・企画・会員のコンセンサスを取得「うごかそう」部門に申請し実現を期したい。</p>

活動実績

せざぎYOYO倶楽部

定例会

イベント

	開催日	議題(「」内は、会員講義のテーマ)	開催日	内容(<>の数字は参加数・club memberを含む)
1	15.02.14.	発会式、自己紹介(12名参加)		
2	15.03.14.	討論:倶楽部の進め方		
3	15.04.14.	情報交換+誕生会	15.04.05.	あそぶ(花御覧の妻:瀬崎コメン集会室)<14>
4	15.05.15.	趣味/特技の調査+誕生会+まなぶ「健康家族せざぎ」	15.05.25.	まなぶ<+あそぶ>(松原ウォーキング+歴史博物館+会食)<7>
5	15.06.12.	情報交換+誕生会+「イメージキャラクター決定」		
6	定例会なし		15.07.12.	まなぶ(蕎麦打ち)<25>
7	15.08.07.	情報交換+まなぶ「環境問題」		
8	15.09.09.	情報交換+まなぶ「高齢社会」	15.09.23.	まなぶ(工場見学:ロシア)<21>
9	15.10.09.	誕生会+まなぶ「地震」		
10	15.11.13.	誕生会+まなぶ「相続と遺言」	15.11.03.	まなぶ(自ビル遊び:仕込み)<20>
11	15.12.11.	誕生会+まなぶ「高齢者と交通災害」	15.12.07.	まなぶ(自ビル遊び:帰結)<13>[御用ビル決定]
12	16.01.15.	情報交換+まなぶ「高齢者と保険」	16.01.18.	まなぶ(料理教室)+あそぶ(新年を育て宴+誕生会)<32>
13	16.02.12.	情報交換+誕生会+まなぶ「シニアライフセミナー報告」	16.2.~3	つくる(瀬崎小緊急校外パトロール)<8>
14	16.03.11.	連絡網作成+誕生会	16.02.24.	つくる(YOYO田楽打合せ)
	16.03.24.	会員辻保文氏会葬(香典・弔辞)	16.03.14.	つくる(YOYO田楽出店)<18>+α、仕込み3/13<7>
15	16.04.08.	役割分担(事務局・会計)の決定+誕生会	16.04.04.	あそぶ(花御覧の妻:谷津コリーナ集会室)<22>
	16.04.24.	まちづくり応援基金公開プレゼン参加(次点)	16.04.18.	あそぶ(#1ゴルフマスターズ)<18>
16	16.05.19.	誕生会+まなぶ「サポート事業」	16.05.29.	あそぶ(佐野ウォーキング)<17>
17	16.06.10.	趣意書検討+誕生会		
18	16.07.08.	会則検討+誕生会	16.07.24.	つくる(イカ焼き出店:せざぎフェスタ)<7>+α
19	定例会なし			
20	16.09.09.	情報交換+誕生会	16.09.25.	まなぶ(工場見学:ANA整備工場)<21>
21	16.10.14.	あそぶ(ダンス)+誕生会	16.10.12.	あそぶ(#1ゴルフ会:八幡)<14>[club song決定]
22	16.11.11.	誕生会+まなぶ「高齢社会」	16.11.12.	あそぶ(#2ゴルフマスターズ)<14>
			16.11.29.	つくる(瀬崎小緊急校外パトロール)<5>
23	16.12.09.	あそぶ(ラジオカーレース)+誕生会+「フワフワッパ-採用」 赤道・宇宙祭の計画検討	16.12.08.	つくる(瀬崎中総合学習の講師)<6>
24	17.01.13.	情報交換+まなぶ「自分史をつくる」	17.01.17.	あそぶ(新春を育て宴)+誕生会<15>
25	17.02.10.	誕生会+「三浦雄一郎」+あそぶ(モデルガンとパチンコ)	17.02.17.	あそぶ(#2ゴルフ会:うおやー丁・銀座)<14>
26	17.03.10.	情報交換+誕生会	17.03.13.	つくる(YOYO田楽出店)<20+α>、3/12仕込み<10>
	17.03.13.	会員小澤進一氏会葬(香典)		
27	17.04.14.	誕生会+まなぶ「ヤングオールドとまちづくり」	17.04.03.	あそぶ(花御覧の妻:山王公園)<25>
28	17.05.12.	収支報告+誕生会	17.05.28.	まなぶ(新木蔵の街歴史散歩)<21>
	17.05.14.	まちづくり応援基金公開プレゼン参加(助成決定)		
29	17.06.09.	情報交換+誕生会+「YOYOメルトゾープ販売決定」		
30	17.07.07.	誕生会+まなぶ「高齢社会と男のたまり場」	17.07.16.	あそぶ(隅田川輪流屋形船)<40>
			17.08.27.	つくる(イカ焼き出店:せざぎフェスタ)<10>+α
31	定例会なし			
32	17.09.08.	誕生会+まなぶ「高齢社会と転倒・骨折・介護予防」	17.09.23.	あそぶ(バスグルメの会)-延期
33	17.10.13.	ロゴ・イメージカラーのほり・ブルゾン等の検討	17.10.07.	あそぶ(#3ゴルフマスターズ):町会会局<39>
			17.10.22.	つくる(こどもクラブ卒ほりサポート)<12>
			17.10.30.	つくる(プランター作りサポート)<9>
34	17.11.10.	情報交換+誕生会+まなぶ「房事と健康」	17.11.06.	まなぶ(#2自ビル遊び:仕込み)<37>
			17.11.28.	あそぶ(#1赤道祭)<27>
35	17.12.08.	あそぶ「レイホ-ステイク」+情報交換+誕生会	17.12.10.	まなぶ(#2自ビル遊び:瓶詰め)<24>
36	18.01.12.	あそぶ「新年ゲーム大会」	18.01.14.	あそぶ(新年を育て宴)<32>
			18.01.25.	あそぶ(#3ゴルフ会:筑城)<8>
37	18.02.09.	まなぶ「経度毒性」+誕生会+田楽出店打合せ	18.02.14.	あそぶ(#4ゴルフ会:うおや丁銀座)<17>
			18.03.08.	つくる(コメン陣子張替)<2>
38	18.03.09.	まなぶ「愛しき国 エジプト」+誕生会+田楽出店最終打合せ	18.03.12.	つくる(杜協もちつき会:田楽出店)<27>、3/11仕込み<12>
			18.3.24~28	つくる(冒險遊び場)延べ10>
39	18.04.13.	誕生会+新企画検討	18.04.02.	あそぶ(花御覧の妻:大石宅前)<27>
	18.04.23.	まちづくり応援基金実績報告会		
40	18.05.11.	誕生会+まなぶ「成年後見」+ウォーキング企画		
	18.05.14.	まちづくり応援基金公開プレゼン参加(助成内定)	18.05.19.	あそぶ(まなぶ(ウォーキング):つくば):雨天延期
41	18.06.08.	誕生会+まなぶ「介護保険」+ヨーリンピック企画	18.06.24.	あそぶ(#5ゴルフ会:田舎っぺ)<22>
42	18.07.13.	誕生会+まなぶ「医療用麻薬」	18.07.29.	つくる(こどもクラブとコラボ:イカ焼き:第三町会盆踊り)<6>、ヨ-リビッパ×1(麻薬)
43	18.08.10.	誕生会+コメン清掃+ヨーリンピック種目別幹事	18.08.26.	つくる(せざぎフェスタ前夜に出店:イカ焼き)<6>、ヨ-リビッパ×7(GG×2・ホ-リング・水泳・麻雀・囲碁・ダーツ)
44	18.09.14.	誕生会+まなぶ「水分摂取」+yoyoホテイクフ備布		ヨ-リビッパ×4(おたけ・麻雀・囲碁・水泳)
45	18.10.12.	誕生会+企画検討(ふれあいウォーキング・コメン清掃)		つくる(ふれあい広場10/15)<16>・(コメン清掃10/18)<10>、ヨ-リビッパ×4(GG・麻雀・水泳)
			18.10.29.	まなぶあそぶ(つくばエキスポセンター-見学&京浜山ウォーキング)<13>、いも掘り(10/21)<7>、ヨ-リビッパ×3(囲碁・麻雀)
46	18.11.09.	誕生会+企画検討(赤道祭り・新年会)		つくる(冒險遊び場11/17~19)<11>、ヨ-リビッパ×4(囲碁・水泳・麻雀・ダーツ)
47	18.12.10.	誕生会+あそぶ(#2赤道祭・#8ゴルフ会)	18.12.10.	あそぶ(赤道祭り・#8ゴルフ会:ざうお)<30>、ヨ-リビッパ×4(囲碁・水泳、ゴルフ、麻雀)
48	19.01.11.	企画検討(新年会)	19.01.14.	あそぶ(新年を育て宴+1月誕生会)<41>、つくる(コメン清掃01/17)<8>、ヨ-リビッパ×2(水泳、麻雀)
49	19.02.08.	イベント検討+まなぶ「イハ-ション」+誕生会	19.02.14.	まなぶ(大人の社会見学)<5>、ヨ-リビッパ×3(水泳、麻雀、ダーツ)
50	19.03.08.	H18実績報告+誕生会	19.03.27.	あそぶ(#4ウォ-キング+2町会合同)<34>、ヨ-リビッパ×6(囲碁・水泳・麻雀⑥)
51	19.04.12.	活動計画+まなぶ「イハ-ション25」+誕生会	19.04.01.	あそぶ(花御覧の妻:大石宅前)<39>
61	20.02.14.	2月例会・第5回総会	20.02.14.	あそぶ(#1宇宙祭n741436日)